

令和6年3月26日
宮城県公報第489号別冊2

令和5年度 行政監査結果報告書

— 指定管理者制度の運用状況 —

令和6年3月
宮城県監査委員

目 次

指定管理者制度とは	1
第1章 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の主な調査項目及び着眼点	2
4 監査の対象機関	2
5 監査の実施方法	2
第2章 監査結果	4
1 公の施設の管理状況	4
2 指定管理者制度の導入状況	4
3 指定管理者の選定状況	7
(1) 指定管理者の募集及び周知方法等	8
(2) 指定管理者の選定	12
(3) 指定管理期間	15
(4) 指定管理料	17
(5) 施設の修繕	19
4 指定管理者と施設所管課の連携	20
(1) 協定内容	20
(2) 指定管理者からの意見	21
(3) 事業の引継ぎと次期指定管理候補者の育成	21
5 モニタリング及び評価	21
6 指定管理者制度の導入効果	24
7 監査における指摘事項等への対応	25
8 前回調査の意見に対する改善点	25
9 直営施設の管理手法の検討	28
10 実地監査結果	28

第3章 監査結果を踏まえた意見	31
1 住民サービスの向上	31
2 指定管理者の選定・評価	31
(1) 選定委員会	31
(2) 指定管理者制度の導入	32
(3) 公募と非公募	32
(4) 募集期間と事前公表	32
(5) 選定状況の周知	33
3 評価とモニタリング	33
4 指定管理者と施設所管課の連携	34
(1) 指定管理者からの意見	34
(2) 引継ぎと育成	34
(3) 内部統制	35
5 直営施設	35
第4章 今後に向けた提言	36
1 指定管理者制度の改善	36
2 実地監査先への提言	38

【資料】

資料1 令和5年度行政監査実施計画	40
資料2 令和5年度行政監査調査票（指定管理者制度）	46
資料3 令和5年度行政監査調査票（直営施設）	56
資料4 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例	58
資料5 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則	62
資料6 指定管理者制度運用指針	67
資料7 指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針	73

令和5年度行政監査報告書

指定管理者制度とは

指定管理者制度は、住民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するための施設である「公の施設」について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ることを目的に、平成15年9月に設けられた制度である。

平成22年12月28日付けで総務省自治行政局長から発出された「指定管理者制度の運用について」では、制度導入の判断は地方公共団体の自主性に委ねられ、指定管理者は最も適切な公共サービス提供者を議会の議決を経て指定するものであり、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて期間を定め、民間事業者等から幅広く公募することが望ましいと定められている。

第1章 監査の概要

1 監査のテーマ

「指定管理者制度の運用状況」

2 監査の目的

制度導入から現在まで、本県においては、概ね制度が適正に運用されてきたと認められるが、定期監査における関連施設に対する指摘等に加え、令和2年度内部統制評価報告書では関連する「重大な不備」の報告があったほか、同年度の包括外部監査「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」においても、指定管理者の選定や指定管理施設の備品管理・安全管理に対して指摘等を受けるなど、内部統制に問題があると思われる事案が散見されてきた。

制度導入から17年を経過したことを踏まえ、県民へのサービス提供を県に代わって担う指定管理者制度が、内部統制を保持しながら法の目的に即した現状にあるのか確認するものである。

3 監査の主な調査項目及び着眼点

着眼点	主な調査内容〔監査の観点〕
(1) 指定管理者の選定等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理の手法及び管理者の選定過程は適切か。【内部統制、※3E】 ・ 指定管理料の積算及び指定管理者からの要求に対する査定は適正か。【3E】 ・ 指定管理者交代に伴う引継が適切に行われているか。(過去5年以内(平成30年度以降)に交代した場合に限る。)【内部統制、3E】 ・ 指定管理者の撤退等を想定した検討が行われているか。【3E】
(2) 指定管理者と施設所管課の連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者と県との責任分担は明確か。【内部統制、3E】 ・ 管理に関する協定書等の内容及び県の指定管理者に対する指導監督は適切か。【内部統制、3E】 ・ 県及び指定管理者双方において、制度改正等の内容確認が徹底されているか。【内部統制、3E】
(3) モニタリング及び評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者サービスの向上や個人情報の保護などについて、指定管理者が行うモニタリングは適切に行われているか。【内部統制、3E】 ・ 県によるモニタリングは適切に行われているか。【内部統制、3E】 ・ モニタリングによって利活用状況が適切に把握され、利用率向上や設備改修等について検討が行われるなど、管理運営の改善等に適切に反映されているか。【3E】 ・ 指定管理者制度の導入効果は十分得られているか。【3E】
(4) その他監査での指摘等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の監査(定期監査、行政監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査)による指摘への措置状況及び指定管理者の監査(団体等の実施する監査で指定管理業務関連)による指摘等。【内部統制、3E】

※3E : 経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency)、有効性 (Effectiveness)

4 監査の対象機関

(1) 対象機関

- ・ 知事部局、教育庁、企業局のうち、指定管理者制度を活用している施設所管課(資料1-2参照)
- ・ 知事部局、教育庁、企業局のうち、直営施設を管理している施設所管課(資料1-3参照)
- ・ 行政経営推進課(指定管理者制度を所管)

(2) 調査時点

令和5年4月1日

5 監査の実施方法

(1) 書面調査

① 対象機関

前項「4 監査の対象機関」に記載の施設所管課

② 実施方法

みやぎ電子申請サービスを利用し、「行政監査調査票」により調査を実施した。

③ 実施期間

令和5年7月21日(金)から令和5年8月4日(金)まで

(2) 事務局監査

① 対象機関

(ア) 書面調査対象のうち、指定管理者制度を活用している施設所管課から、部局バランスや選定方法を考慮して選定した4機関（表1のとおり）

(イ) 行政経営推進課

② 実施方法

(ア) 書面調査票の回答内容を基に、指定管理の現状について聴取したほか、実地監査を実施

(イ) 指定管理者制度を推進する上での課題や今後の方向性について、所管課から意見を聴取

③ 実施期間

令和5年8月29日（火）から令和5年9月7日（木）まで

(3) 委員監査

① 対象機関

(ア) 事務局監査実施機関4機関

(イ) 行政経営推進課

② 実施方法

(ア) 書面調査結果及び事務局監査結果を基に、現指定管理者の意見を踏まえて、指定管理者制度を活用している施設所管課としての考えを聴取

(イ) 指定管理者制度を推進する所管課としての考えを聴取

③ 実施期間

令和5年10月5日（木）から令和5年10月18日（水）まで

表1

No.	対象機関名	指定管理施設	指定管理者	実施方法	
				事務局 監査	委員 監査
1	スポーツ振興課	宮城県長沼ボート場	(一社) 宮城県ボート協会	実地 (8/29)	実地 (10/5)
2	障害福祉課	宮城県船形の郷	(社福) 宮城県社会福祉協議会	実地 (9/1)	実地 (10/10)
3	自然保護課	宮城県伊豆沼・内沼 サンクチュアリセンター	(公財) 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	実地 (8/31)	実地 (10/13)
4	都市計画課	石巻南浜津波復興祈 念公園	石巻南浜津波復興祈 念公園マネジメント共同 事業体※1	実地 (9/5)	実地 (10/16)
5	行政経営推進課	—	—	実地 (9/7)	実地 (10/18)

※1 (一財) 公園財団、東洋緑化(株)、(一社) ひと・まち・もり

第2章 監査結果

1 公の施設の管理状況

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設とされ（地方自治法第244条第1項）、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としない庁舎等は公の施設に当たらないとされている。

本県においては、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、文教施設、社会福祉施設に分類し、指定管理施設で、62施設（学校、道路及び河川を除く）、直営施設で、23施設が設置されている。（表2、P43～45、資料1-2、資料1-3）

本稿では、各表・各図で記載する施設の区分を次のとおり定義する。

A：レクリエーション・スポーツ施設、B：産業振興施設、

C：基盤施設（公園、県営住宅等）、D：文教施設、E：社会福祉施設

なお、直営施設23施設のうち、令和6年3月末に廃止を予定している1施設（宮城県高等看護学校）については、調査の対象外とした。

表2 施設種別毎の公の施設数（N=85）（令和5年4月1日現在）

区分	A レクリエーション・ スポーツ施設	B 産業振興 施設	C 基盤施設	D 文教施設	E 社会福祉 施設	計
指定管理者制度導入施設	12	1	32	6	11	62
（うち公募）	(12)	(1)	(28)	(4)	(10)	(55)
直営施設	0	1	5	14	3	23
計	12	2	37	20	14	85

2 指定管理者制度の導入状況

平成15年6月13日に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が公布され、改正前の法第244条の2第3項の規定に基づいて管理委託を行っていた公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、原則として、自らが直接管理を行うか、指定管理者による管理を行うかのいずれかによることとなった。

本県においては、平成16年度に「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成16年宮城県条例第43号）及び同施行規則を施行し、平成17年度から6施設について指定管理者制度を導入した。導入した施設は平成22年度までは81施設あったが、平成23年3月11日発生の東日本大震災の影響で、漁港の指定施設25施設のうち22が直営管理となったこと等により、平成23年から24年にかけて48施設まで減少している。その後の復旧により、令和5年4月1日現在の導入施設数は62施設となっており、基盤施設以外においては平成23年度以降、変更はない（図1）。

62施設の約半数の32は基盤施設であり、うち漁港の指定施設が17施設となっている。

指定管理者団体別でみると、株式会社、協同組合が約45%を占めており、その約9割が基盤施設となっている。漁港の指定管理は協同組合によるもの、都市公園等は株式会社による指定管理であった。社会福祉施設においては、社会福祉法人が多くを占めており、レクリエーション施設や文教施設においては、株式会社や非特定営利活動法人など、様々な経営体の参加が見られる(表3)。

図1

施設種別毎の指定管理者制度導入状況

単位：施設数

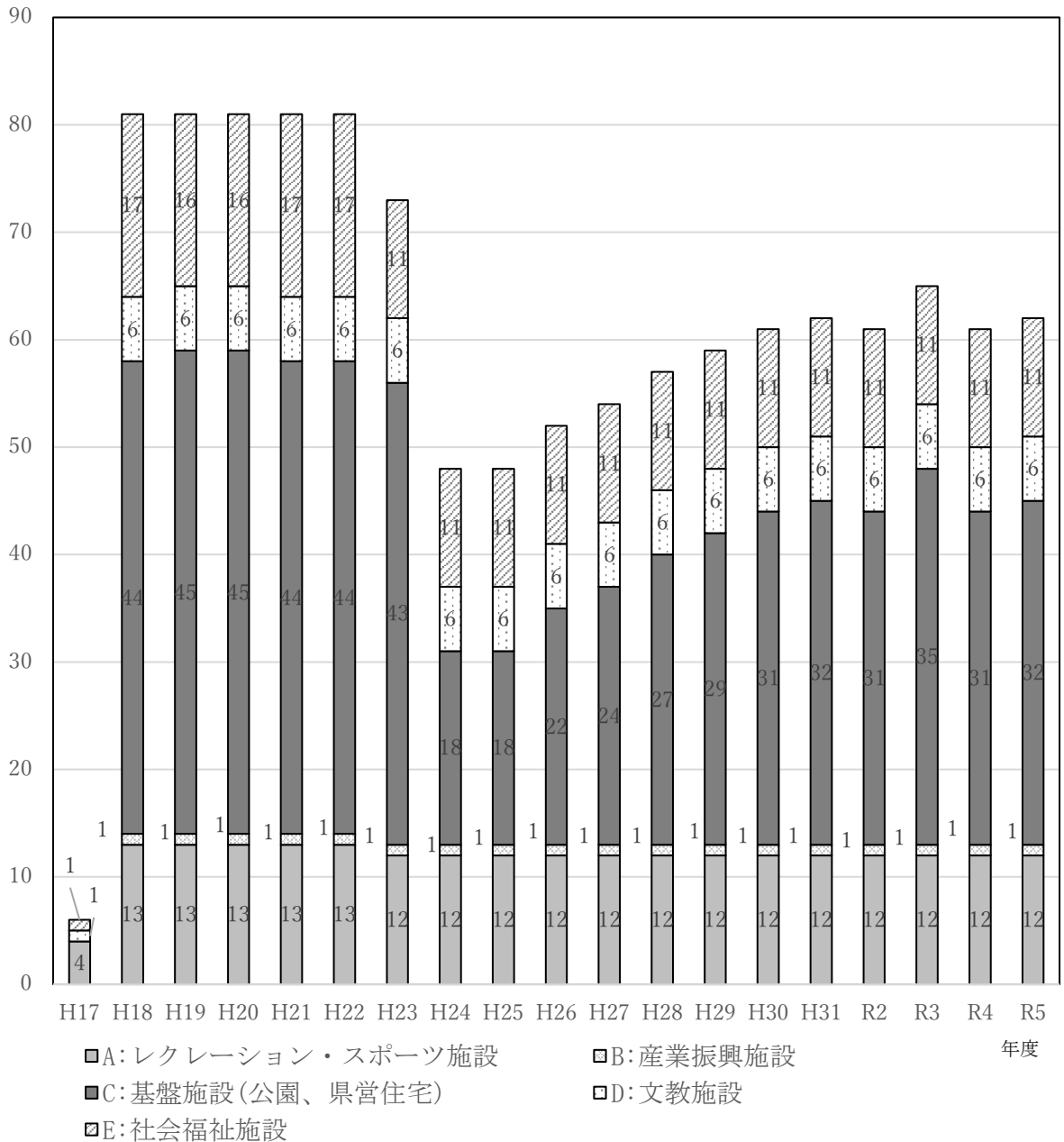


表3 指定管理者となった団体の種別（令和5年4月1日現在）

（単位：施設数）

施設種別 ※1	指定管理施設数	指定管理者となった団体の種別												
		株式会社	公益財団法人	公益社団法人	一般社団法人	一般財団法人	社会福祉法人	特定非営利活動法人	公社	協会	協同組合	共同事業体 ※2	地方自治体	
レクリエーション・スポーツ施設	12	3	2		2	1	1	1			1		1	
産業振興施設	1												1	
基盤施設	32	10		1				1	2	1	15	1	1	
文教施設	6		2			1		2				1		
社会福祉施設	11		2				9							
合計	62	13	6	1	2	2	10	4	2	2	15	4	1	
割合	100% ※5	21%	10%	2%	3%	3%	16%	6%	3%	3%	24%	6%	2%	
指定管理者となった団体実数 ※3	46	7	6	1	2	2	2	4	2	2	2	14	2	
割合	100% ※5	15%	13%	2%	4%	4%	4%	9%	4%	4%	4%	30%	4%	
うち県の公社等外郭団体数 ※4	8	0	4	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	
割合	100% ※5	0%	50%	0%	0%	13%	13%	0%	25%	0%	0%	0%	0%	

※1 施設種別は総務省調査の施設区分による。

※2 共同事業体管理施設：①宮城県総合運動公園、②みやぎ産業交流センター、③石巻南浜復興祈念公園、
④宮城県民会館

※3 同一団体で複数の施設を管理している団体数： 9 団体

※4 公社等外郭団体の定義：「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」及び「同条例施行規則」に基づき県が毎年度指定する団体

※5 端数の関係で割合の合計は100とならない。

3 指定管理者の選定状況

指定管理者の選定については、「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「指定管理者制度運用指針（以下、「運用指針」という。）」等により、募集及び選定方法が定められている。

制度を採用している主な理由は表4及び図2、図3のとおりであり、58%が、経済性、有効性、効率性の点で有効であると判断している。特にレクリエーション・スポーツ施設（80%）及び基盤施設（68%）で高い。

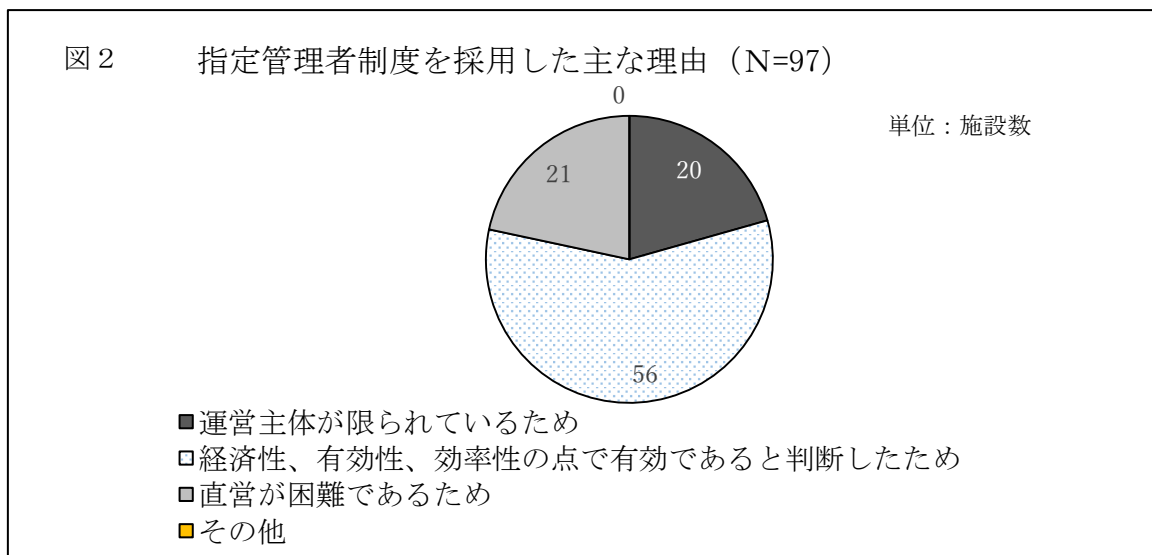
一方、「運営主体が限られている」、「直営が困難である」と43%が回答しており、特に社会福祉施設（66%）において高い。なお、直営が困難であるとする主な理由としては、制度の導入前から管理委託を行っているため、直営するノウハウがない（障害福祉課所管施設）、24時間稼働している社会インフラ施設の管理運営のため（水道経営課所管施設）、人材が不足しているため（都市計画課所管施設）等となっている。

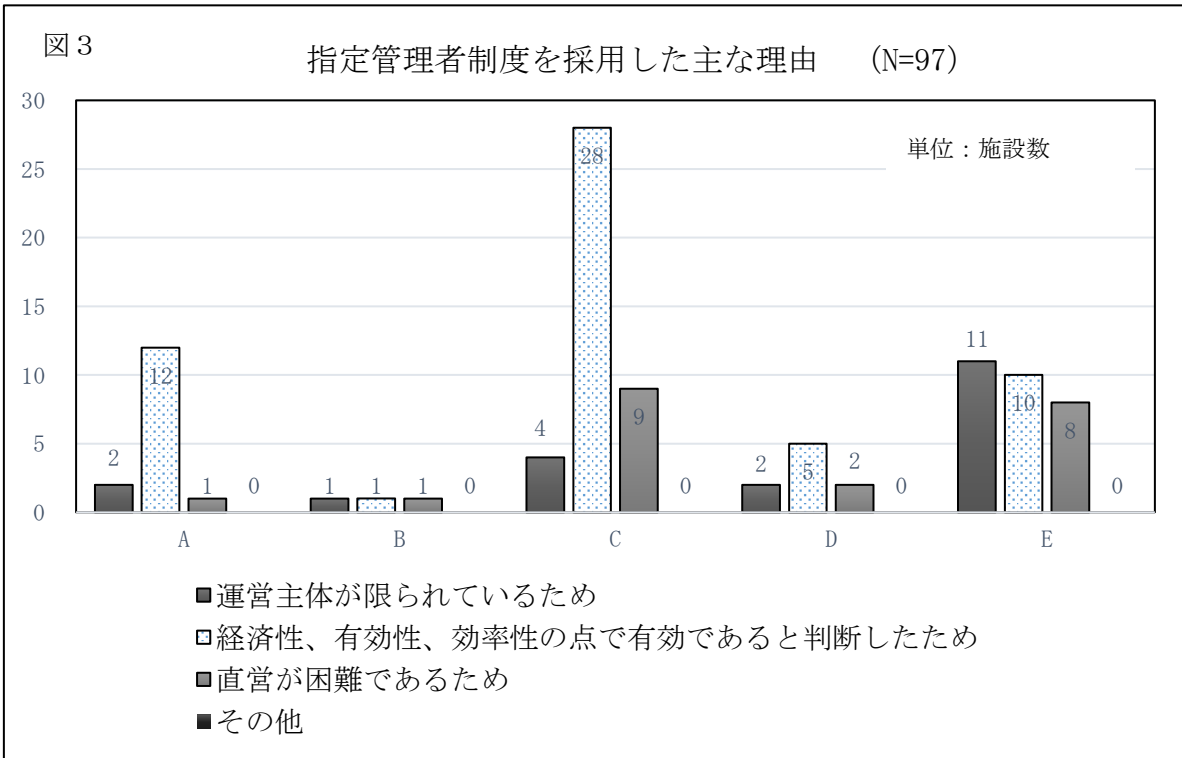
表4 指定管理者制度を採用した主な理由（N=97）（複数回答）

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	運営主体が限られているため	20	21%	2	1	4	2	11
2	経済性、有効性、効率性の点で有効であると判断したため	56	58%	12	1	28	5	10
3	直営が困難であるため	21	22%	1	1	9	2	8
4	その他	0	0%	0	0	0	0	0
	合計	97	100%※	15	3	41	9	29

※端数の関係で割合の合計は100とならない。

図2 指定管理者制度を採用した主な理由（N=97）





(1) 指定管理者の募集及び周知方法等

①指定管理者の募集

管理者の募集にあたっては、運用指針で公募を原則としており、89%が公募により行っている(表5、図4)。特に、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設においては、全て公募となっている(図5)。

非公募の理由としては、施設の設置目的達成のため、長年取り組んでいる団体の知見や技術、ノウハウが必要不可欠であるため、選定条件を全て満たす団体が当該団体に限られるため等があげられている。

平成22年度時点では公募が88施設(74.6%)、非公募が30施設(25.4%)であったが、今回の調査では、公募が55施設(89.0%)、非公募が7施設(11.0%)と、公募施設の割合が上昇している。

②周知方法等

公募のうち応募者数が1者のみの施設が、91%となっており、3者以上の施設は、基盤施設1施設のみである(表6、図6、図7)。応募者数を増やす取り組みについて、社会福祉施設の一部(4施設)や文教施設の一部(1施設)では、募集時に関係団体に周知依頼やラジオ、メルマガを活用して周知しているが、他の施設においては特に応募者数を増やす取り組みを行っていない。

募集期間については、平成22年度では「原則1か月」としていたが、応募者の増加等を目的に平成26年5月に運用指針を改正し、原則45日以上とされた。施設所管課別では97%が期間について「十分である」と回答している(表7、図8、図9)。一方、指定管理者側では、「十分である」と回答した施設は全体の60%に留まっており、2~3か月が望ましいと回答した施設が40%に及ぶなど、施設所管課と指定管理者側の認識には隔たりが見られる(表8、図10、図11)。

表5 指定管理者の募集状況(N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	公募	55	89%	12	1	28	4	10
2	非公募	7	11%	0	0	4	2	1
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

図4

指定管理者の募集状況 (N=62)

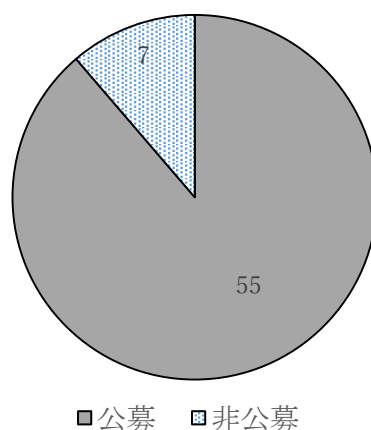


図5

指定管理者の募集状況(N=62)

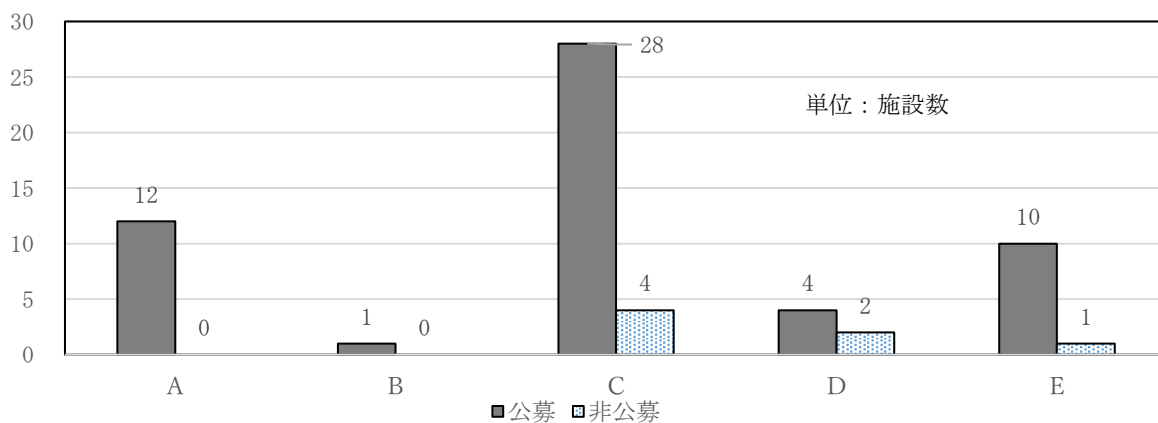
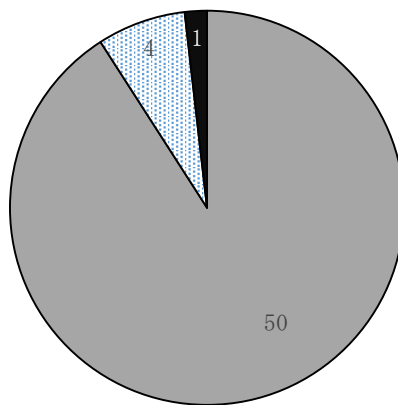


表6 応募者数の状況(N=55)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	応募者数1	50	91%	12	1	23	4	10
2	応募者数2	4	7%	0	0	4	0	0
3	応募者数3	1	2%	0	0	1	0	0
	合計	55	100%	12	1	28	4	10

図 6

応募者数の状況 (N=55)

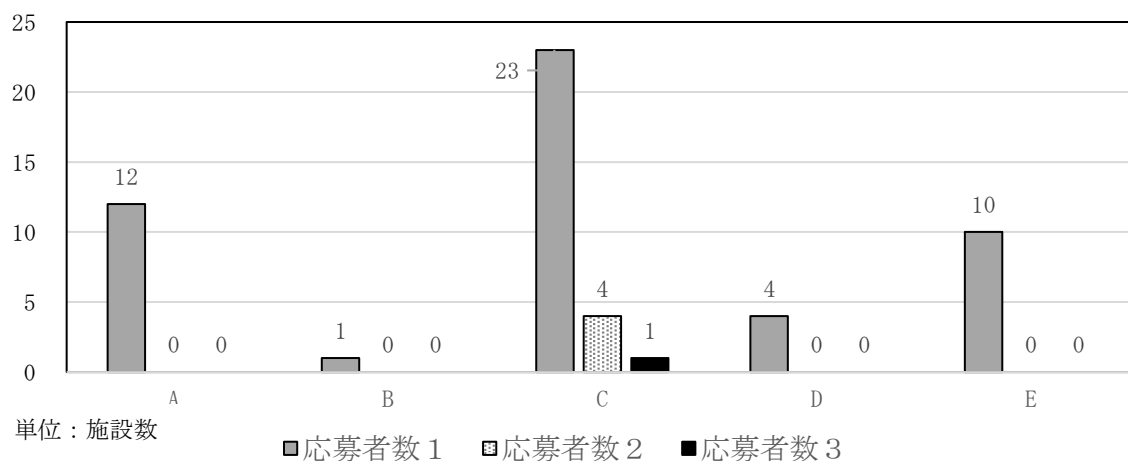


単位：施設数

■ 応募者数 1 ▨ 応募者数 2 ■ 応募者数 3

図 7

応募者数の状況 (N=55)



単位：施設数

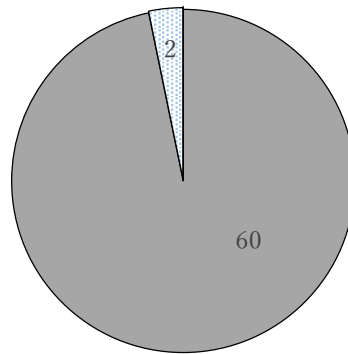
■ 応募者数 1 ▨ 応募者数 2 ■ 応募者数 3

表 7 募集期間（原則 45 日以上）に対する意見（N=62）（施設所管課回答）

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	十分である	60	97%	11	1	32	5	11
2	2～3か月が望ましい	2	3%	1	0	0	1	0
3	6か月以上が望ましい	0	0%	0	0	0	0	0
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

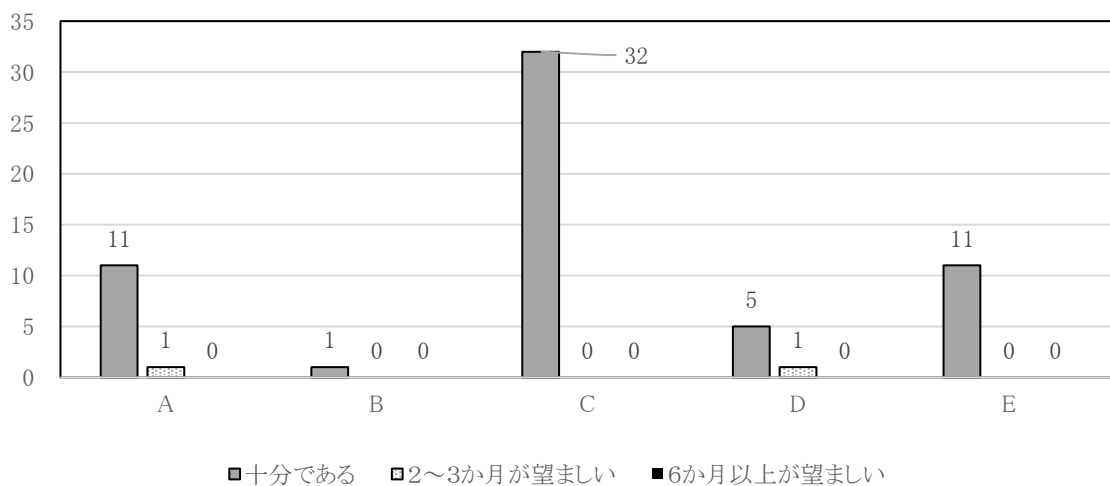
図8 募集期間（原則45日以上）に対する意見
（施設所管課回答）（N=62）

単位：施設数



■十分である □2～3か月が望ましい ■6か月以上が望ましい

図9 募集期間（原則45日以上）に対する意見（施設所管課回答）(N=62)

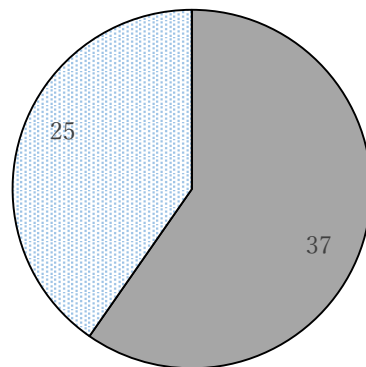


■十分である □2～3か月が望ましい ■6か月以上が望ましい

表8 募集期間（原則45日以上）に対する意見(N=62)（指定管理者回答）

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	十分である	37	60%	11	0	16	6	4
2	2～3か月が望ましい	25	40%	1	1	16	0	7
3	6か月以上が望ましい	0	0%	0	0	0	0	0
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

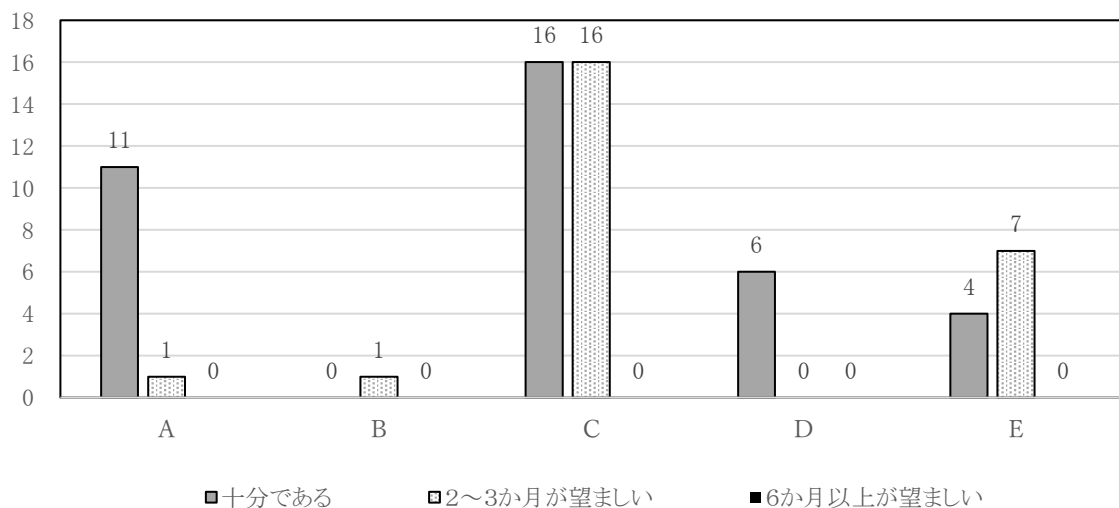
図10 募集期間（原則45日以上）に対する意見
（指定管理者回答）（N=62）



単位：施設数

■十分である □2～3か月が望ましい ■6か月以上が望ましい

図11 募集期間（原則45日以上）に対する意見（指定管理者回答）(N=62)



(2) 指定管理者の選定

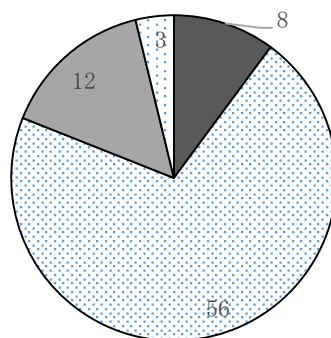
指定管理者の選定は、運用指針に基づいて選定委員会が行い、その構成は、平成 23 年 5 月以降、構成員の半数以上を有識者等の外部委員とするとされている。構成比率は平成 22 年度が 40.0%に対し、今回の調査では 62.9%となっている。女性の登用について平成 22 年度は 14.5%であったが、今回の調査では 37.1%となっており、女性の登用が進んできている。

また、選定委員会で重視している点としては、「経済性の優位性」や「企画提案のアイデア等が優れているため」の回答がそれぞれ約 1 割、「過去の実績から指定管理者として施設等を安定的に管理運営できるノウハウがあるため」の回答が約 7 割を占めており、企画提案等よりも安定的な運営の方を重視していることが見てとれる（表 9、表 10、図 12、図 13）。

表9 選定委員会において特に評価した点（複数回答）

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	経済性が優位である	8	10%	3	0	4	1	0
2	過去の実績から指定管理者として施設等を安定的に管理運営できるノウハウがあるため	56	71%	12	1	26	6	11
3	企画提案のアイデア等が優れているため	12	15%	3	0	8	1	0
4	その他	3	4%	0	1	0	0	2
	合計	79	100%	18	2	38	8	13

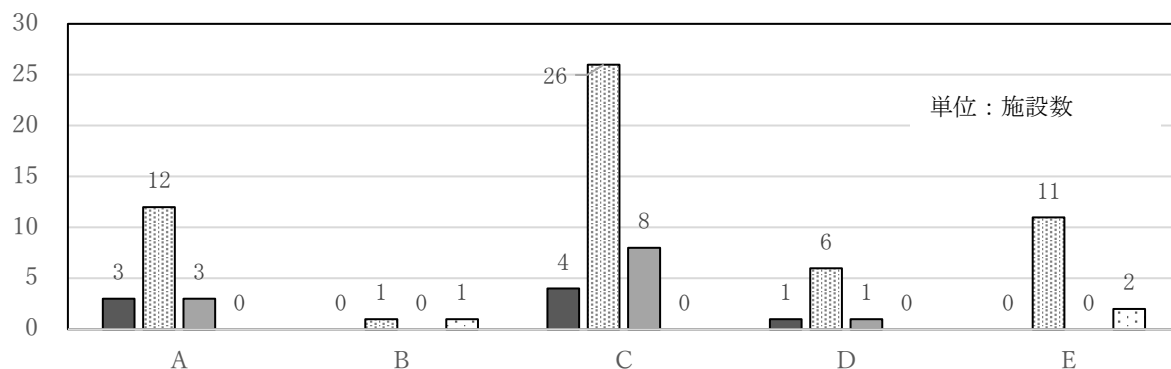
図12 選定委員会において特に評価した点 (N=79)



単位：施設数

- 経済性が優位である
- 過去の実績から指定管理者として施設等を安定的に管理運営できるノウハウがあるため
- 企画提案のアイデア等が優れているため
- その他

図13 選定委員会において特に評価した点 (N=79)



単位：施設数

- 経済性が優位である
- 過去の実績から指定管理者として施設等を安定的に管理運営できるノウハウがあるため
- 企画提案のアイデア等が優れているため
- その他

表10 指定管理者選定委員会種別毎の直近開催時の委員会構成人数

委員会名	委員数 (H22年度) (A)			委員数 (今回) (D)			委員数の差 (G) (D) - (A)			開催 年度	
	※	(A) の うち 外部委員 (B)	(A) の うち 女性委員 (C)	※	(D) の うち 外部委員 (E)	(D) の うち 女性委員 (F)	(G) の うち 外部委員	(G) の うち 女性委員			
	委員数	委員数	委員数	委員数	委員数	委員数	委員数	委員数			
部 局 委 員 会	企 画 部 指定管理者選定委員会	-	-	-	5	2	2	-	-	-	R3
	環境生活部 指定管理者選定委員会	6	1	1	5	3	3	△ 1	2	2	R3
	保健福祉部 指定管理者選定委員会	7	2	2	5	3	2	△ 2	1	0	R3
	経済商工観光部 指定管理者選定委員会	5	2	0	5	2	1	0	0	1	R3
	農 政 部 指定管理者選定委員会 (農林水産部) (指定管理者選定委員会)	6	1	0	5	2	1	△ 1	1	1	H30
	水産林政部 指定管理者選定委員会	-	-	-	6	4	2	-	-	-	R4
	土 木 部 指定管理者選定委員会	8	1	0	7	6	3	△ 1	5	3	R3
	教育委員会 指定管理者選定委員会	5	1	0	6	4	3	1	3	3	R3
個 別 委 員 会	宮城県民間非営利 活動拠点施設 指定管理者選定委員会	5	4	3	5	4	2	0	0	△ 1	R3
	宮城県県民会館 指定管理者選定委員会	7	5	2	7	5	2	0	0	0	H30
	宮城県総合運動公園 指定管理者選定委員会	6	5	0	6	4	2	0	△ 1	2	R3
計 (人)	55	22	8	62	39	23					
構成 (%)		40.0%	14.5%		62.9%	37.1%					

※ 「委員数 (H22年度)」は前回の平成22年度調査時の委員数、「委員数 (今回)」は右記の開催年度の委員数
復興・危機管理部においては、施設を所管していないため除く

(3) 指定管理期間

運用指針では、「指定期間は、サービスの安定性及び継続性を確保するとともに、一層のサービス向上と経営の効率化が見込まれる期間」とし、施設毎の「実情等を総合的に考慮して、原則5年以内」と定めた上で、「業務に高度な専門性を要し、利用者との関係から長期的に安定したサービスの提供が求められる施設等」で「特別な理由がある場合」は、総務部長に協議の上、相当期間を指定期間として設定できるものとされている。

調査の結果は、表 11 のとおり、5年の指定期間の施設が92%を占めており、その主な理由は「指定管理者制度の原則に則った期間であるため」、「施設の目的に沿った安定的・継続的な管理運営のため」が大半を占めている（図 14、図 15）。

令和元年度に行政経営推進課が実施した指定管理者に対するアンケート結果を踏まえ、5年を超える必要がある場合は総務部長協議を活用する旨通知文を発出しているが、実際に5年を超える指定管理期間を実施している施設は無い状況となっている。その他2施設の内訳は、社会福祉施設（4年）及び文教施設（1年）であり、移転を行うためと施設改修設計を行っていたことが期間設定の理由となっている。

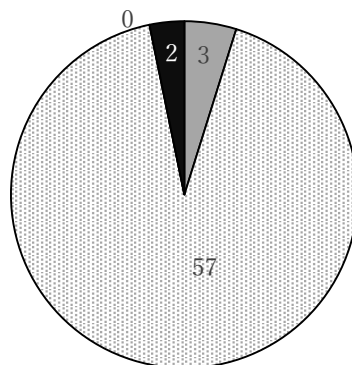
なお、総務省の「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（令和4年3月29日公表）」によれば、全国都道府県においても指定管理期間を5年としているものは82.1%、5年超は全体の5%に留まっている（表 12）。

表 11 指定管理期間別の施設数 (N=62) (令和5年4月1日現在)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	3年	3	5%			2		1
2	5年	57	92%	12	1	30	5	9
3	10年	0	0%					
4	その他	2	3%				1	1
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

図 14

指定管理期間別の施設数 (N=62)



単位：施設数

■3年 ■5年 ■10年 ■その他

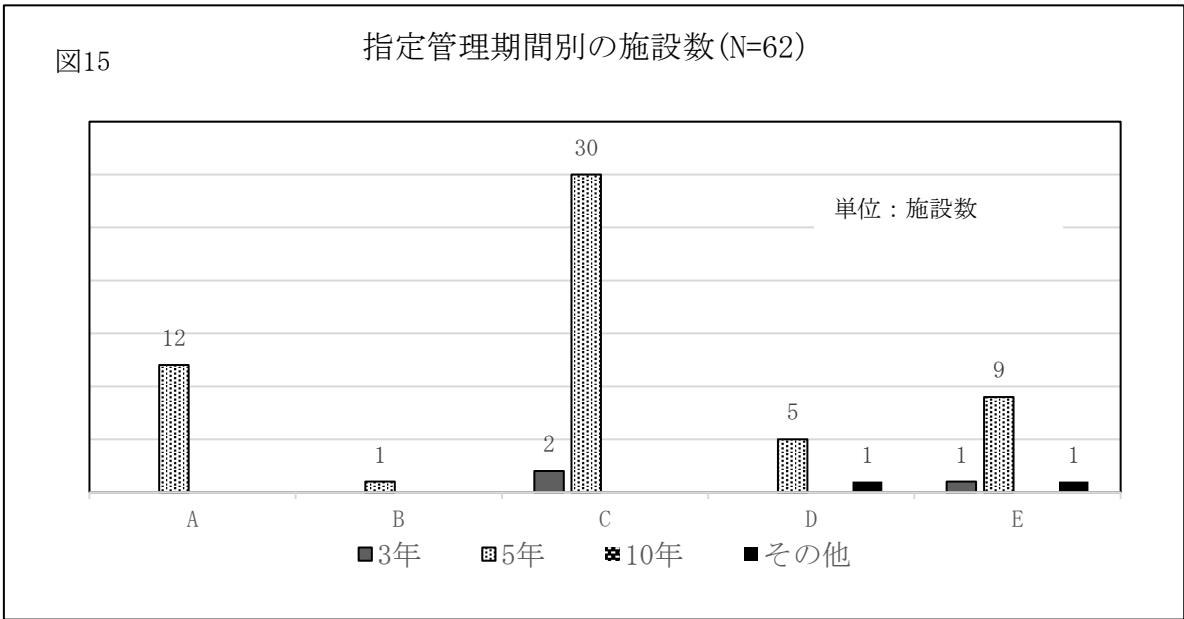


表 12 全国の都道府県の指定管理施設の指定期間の状況

(単位：施設、%)

区分	都道府県
1年	73 (1.1%)
2年	99 (1.5%)
3年	349 (5.2%)
4年	343 (5.1%)
5年	5,518 (82.1%)
6年	29 (0.4%)
7年	164 (2.4%)
8年	14 (0.2%)
9年	4 (0.1%)
10年以上	128 (1.9%)
合計	6,721 (100.0%)

出典：公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（令和4年度3月29日公表）

表2-1「指定管理者制度導入施設の指定管理別状況」より抜粋

(4) 指定管理料

制度導入時と比べて施設数が増減していることから、令和5年度の全62施設のうち、平成25年度から指定管理を継続している39施設を対象を限定して、令和4年度、平成30年度、平成25年度それぞれの指定管理料を比較した。

表13は平成25年度における指定管理料を100とした場合の推移を整理した表である。図16及び表13のとおり、全体では年度の経過とともに指定管理料が増加し、この10年間で約22.4%上昇している。平成25年度と比較して令和4年度に特に増加が著しいNo.13の宮城県民会館は、老朽化に伴う設備更新工事費及び福島県沖地震被害に係る復旧工事費等が含まれているため、指標が大きく変動したことが判った。他の施設については、指定管理料の内訳の調査は行わなかったが、主な上昇要因は、人件費、光熱水費、物資等の価額高騰等によるものと推測される。

個別の施設では、宮城県慶長使節船ミュージアム、宮城県障害者総合体育センター等の8施設において、平成25年度比較では指定管理料が減少している。

なお、No.10 クレー射撃場（平成30年度、平成25年度）、No.30 みやぎ産業交流センター（令和4年度、平成30年度、平成25年度）の指定管理料については、施設の利用料金収入等により施設管理を行っているため、県からの指定管理料が0円となっている。

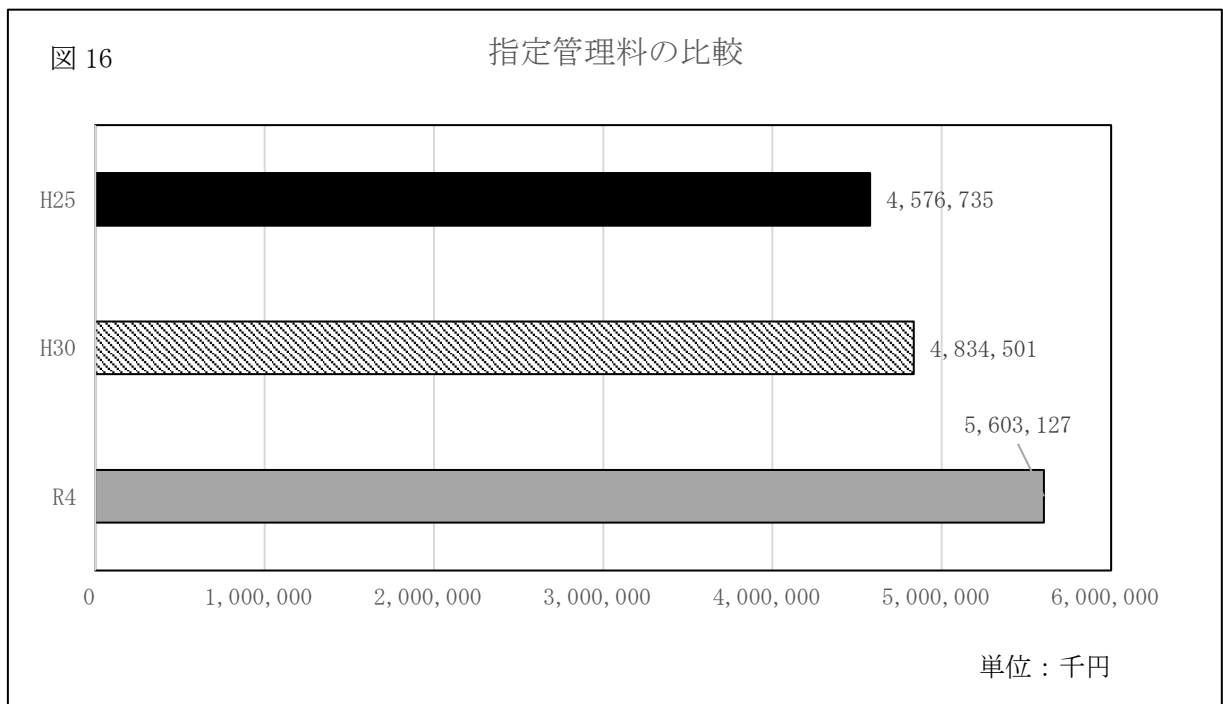


表13 指定管理料の比較

No.	施設名	平成25年度		平成30年度		令和4年度	
		指定管理料 (千円)	指標	指定管理料 (千円)	H25年度 対比	指定管理料 (千円)	H25年度 対比
1	宮城県宮城野原公園総合運動場	16,310	100	14,100	86	21,268	130
2	宮城県第二総合運動場	59,500	100	56,600	95	57,000	96
3	宮城県仙南総合プール	33,998	100	30,500	90	30,600	90
4	宮城県長沼ボート場	10,700	100	11,705	109	13,337	125
5	宮城県総合運動公園	550,000	100	556,000	101	575,000	105
6	宮城県ライフル射撃場	6,721	100	5,450	81	5,842	87
7	宮城県こもれびの森	7,050	100	7,987	113	8,196	116
8	宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	27,000	100	28,724	106	42,028	156
9	宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター	23,200	100	23,704	102	25,939	112
10	宮城県クレー射撃場	0	-	0	-	1,774	-
11	宮城県県民の森	31,300	100	32,194	103	34,725	111
12	宮城県昭和万葉の森	12,000	100	11,500	96	12,337	103
13	宮城県民会館	122,000	100	124,000	102	380,517	312
14	宮城県慶長使節船ミュージアム	158,534	100	132,632	84	115,205	73
15	宮城県民間非営利活動プラザ	32,660	100	32,600	100	33,117	101
16	宮城県介護研修センター	33,304	100	32,120	96	33,420	100
17	宮城県さくらハイツ	58,504	100	61,430	105	65,686	112
18	宮城県コスモスハウス	52,963	100	57,679	109	61,120	115
19	宮城県母子・父子福祉センター	16,600	100	17,930	108	18,368	111
20	宮城県障害者福祉センター	45,557	100	46,963	103	47,163	104
21	宮城県障害者総合体育センター	28,982	100	28,927	100	28,860	100
22	宮城県視覚障害者情報センター	50,000	100	54,672	109	56,703	113
23	宮城県啓佑学園	294,875	100	299,828	102	348,397	118
24	宮城県第二啓佑学園	206,496	100	217,717	105	218,514	106
25	宮城県船形の郷	1,208,275	100	1,318,797	109	1,487,832	123
26	宮城県七ツ森希望の家	109,357	100	102,957	94	104,347	95
27	宮城県援護寮	68,315	100	71,764	105	77,061	113
28	宮城県御崎野営場	1,700	100	2,150	126	2,600	153
29	松島公園（駐車場）	14,086	100	14,256	101	16,500	117
30	みやぎ産業交流センター	0	-	0	-	0	-
31	宮城県岩出山牧場	78,036	100	76,197	98	89,637	115
32	磯崎漁港の指定施設	1,875	100	1,834	98	1,756	94
33	塩釜漁港の指定施設（釜の潤泊地）	3,055	100	5,368	176	5,281	173
34	仙台港多賀城地区緩衝緑地	27,761	100	29,100	105	28,750	104
35	宮城県総合運動公園（緑地部分）	23,900	100	25,900	108	28,320	118
36	加瀬沼公園	17,670	100	20,000	113	22,857	129
37	改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場 特定公共賃貸住宅及び駐車場	30,557	100	32,000	105	22,229	73
38	北上川下流域下水道 北上川下流東部流域下水道 迫川流域下水道	1,100,746	100	1,235,841	112	1,467,166	133
39	宮城県婦人会館	13,148	100	13,375	102	13,675	104
合計		4,576,735	100	4,834,501	106	5,603,127	122

(5) 施設の修繕

施設の整備については、指定管理者制度導入の有無を問わず、県が行う責任がある。現在、経年等に伴い劣化した建物や設備を定期的に修繕する大規模修繕計画は、ほぼ全ての県有施設において策定されている。今回は、大規模修繕計画を含む施設全体の修繕計画について調査したが、早急に修繕を施す必要がある等の理由で、指定管理協定で定める修繕負担区分の範囲を超えて舗装修繕費や照明設備費を指定管理者が負担した事例が2施設で確認されたほか、県が実施する施設改修に係る損失（休業）補償については、9割以上で具体的な取り決めがない状況となっている。（表14、表15、図17～図19）

表14 協定で定める修繕負担区分を超えて指定管理者が費用を負担した事例の有無 (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	ある	2	3%	2	0	0	0	0
2	ない	60	97%	10	1	32	6	11
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

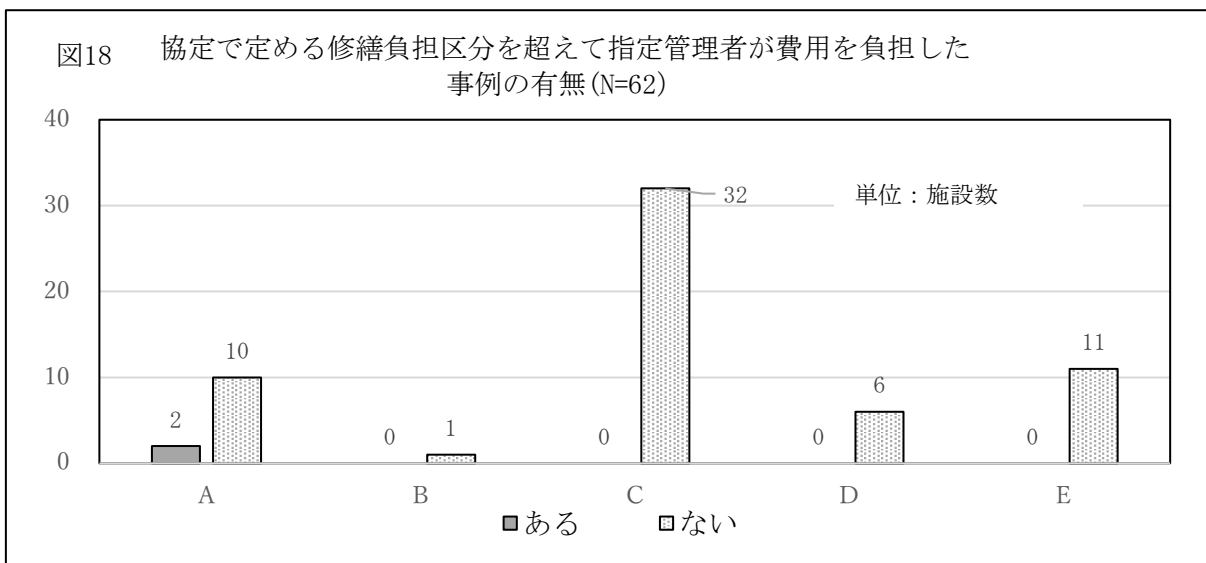
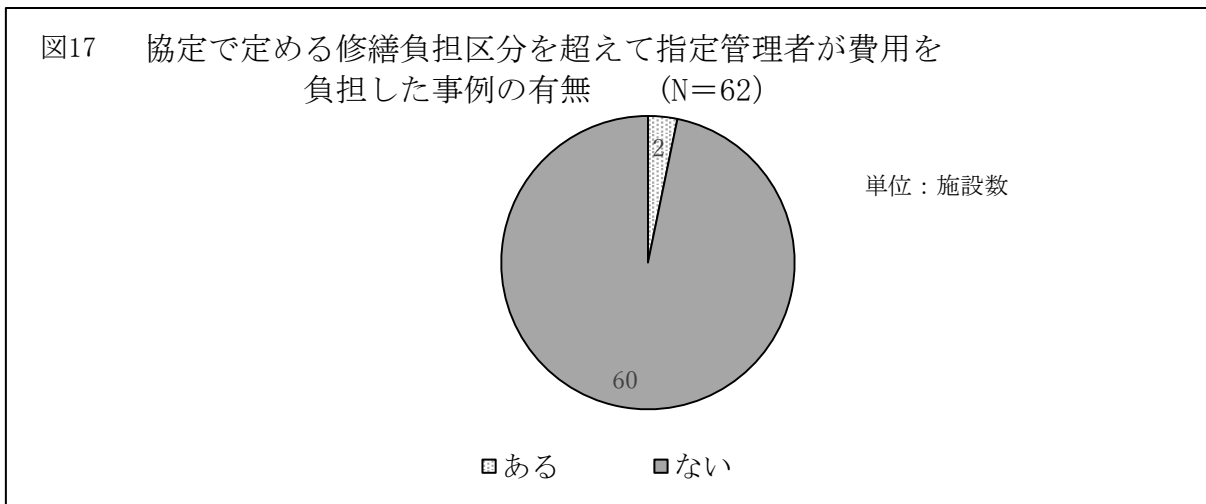
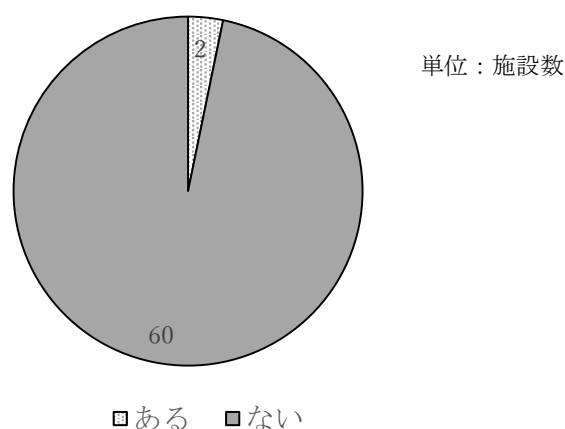


表 15 県が実施する施設改修に係る損失（休業）補償の具体的な取り決めの有無
(N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	ある	2	3%	0	0	0	0	2
2	ない	60	97%	12	1	32	6	9
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

図19

県が実施する施設改修に係る損失（休業）補償の具体的な取り決めの有無 (N=62)



4 指定管理者と施設所管課の連携

(1) 協定内容

県と指定管理者との協定書については、行政経営推進課から基本協定書（作成例）及び年度協定書（作成例）が示され、基本協定書（作成例）では、協定趣旨、管理業務の範囲、管理業務の実施、管理物件、物件の取扱い、業務実施に指定管理者の基本的責務、業務に係るモニタリング、指定の取消、指定管理料及び利用料金（使用料）、緊急時の対応及び損害賠償、協定終了時の取扱いを記載することとされている。

また、年度協定書（作成例）では、協定趣旨、協定期間、業務内容、指定管理料の額・支払方法、疑義の決定等を盛り込むこととしており、管理業務の詳細については、施設ごとに管理運営に必要な項目を精査し、仕様書により書面で取り交わしを行っている。

現行では、平成 19 年度に包括外部監査の意見や運用上の状況を考慮して、平成 20 年度に改訂したものが基本となっているが、約 5 割の施設所管課では作成例をそのまま用い、残り約 5 割で作成例に追加・削除を行っている。

各施設所管課が基本協定書（作成例）に追加した項目は、「障害者就労施設等からの物品等の調達」「修繕費相当額の返還」「賠償責任保険への加入」等があり、特に「障害者就労施設等からの物品等の調達」については、12 施設で追加している。削除した項目は「年度協定」「物品を調達した際の取扱い」「自主事業」など、それぞれの施設に応じてバラツキがみられる。

基本協定書の内容や県の指導監督に関して、意見交換や要望を受ける機会を設けていると回答があったのは34施設所管課で、設けていないと回答したのは28施設所管課である。指定管理者との意見交換の場では、利用料金の改定や団体利用料金の減免、施設修繕計画など、施設に対する要望等を確認しているとのことだった。

(2) 指定管理者からの意見

指定管理者への協定書の内容や県の指導監督に対する意見・要望等の調査結果では、12施設が「意見あり」としており、その内容は、利用料金の改正、指定管理料の見直し、小規模修繕の費用負担、管理建物のメンテナンス、職場環境改善等であった。

具体的には、「小規模修繕については上限額を決めて指定管理者が指定管理料の範囲内で負担することとなっているが、県の予算措置に時間を要するため、その上限額を超える場合であっても、指定管理者が負担している。(レクリエーション・スポーツ施設)」という意見や、「現在の5年間の協定締結以降、人件費や燃料費等の高騰のため県からの電気料等の補填がなければ、運営が非常に厳しい。(文教施設)」など、管理経費の負担増に関する意見も寄せられている。

(3) 事業の引継ぎと次期指定管理候補者の育成

現在の指定管理者が更新時に参入しないことも想定して候補者の育成を行っている施設所管課は、皆無であった。また、指定管理者の交代時における引継内容の確認の定めについては、施設所管課の約9割が「該当がない」としている。指定管理者の応募は公募が原則であるものの、現状では、ほぼ同一の事業者に固定化されているためと考えられる。

一方、漁港など、応募者がなく直営で実施している事例もあり、指定管理者が変更された場合や直営となった場合には「管理運営のノウハウが継承できるかが課題」としている施設所管課も確認された。

5 モニタリング及び評価

施設所管課においては、指定管理者によって施設が適正に管理され、公正で開かれた運営が行われ、利用者サービスの向上が図られたかどうかを評価する必要があり、県では、「運用指針」7に基づき、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針」を定め、管理運営業務の点検及び確認（以下、「モニタリング」という。）を実施、評価、公表することとされている。

独自にチェックリストを作成し、モニタリングを行っている施設所管課が7割以上となっている一方、約3割では、施設の特性に応じたチェックリストを作成していない状況にあった。

また、モニタリングの基礎となる指定管理者が作成する日報（月報）の報告項目が適正か、検討を行っているかについて、検討を行っている施設所管課は3割未満で、約6割が検討を行っておらず、約1割が検討する必要がないと回答している（表16、表17、図20、図21）。

指定管理者に対して、内部統制の観点から指導・監督を行っている施設所管課は約6割で、約4割は指導・監督を行っていなかった。行っていない理由としては、「指定管理者に対して内部統制の観点がなかったため」「随時相談を受けており、基本協定書や関係法令により内部統制は確保できるものとするため」等の回答があった（表18、図22）。

表 16 各施設の特性に応じた「チェックリスト」を作成し、モニタリング等において確認しているか (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	1回実施/年	43	69%	7	1	28	1	6
2	2回以上実施/年	3	5%	0	0	3	0	0
3	確認していない	16	26%	5	0	1	5	5
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

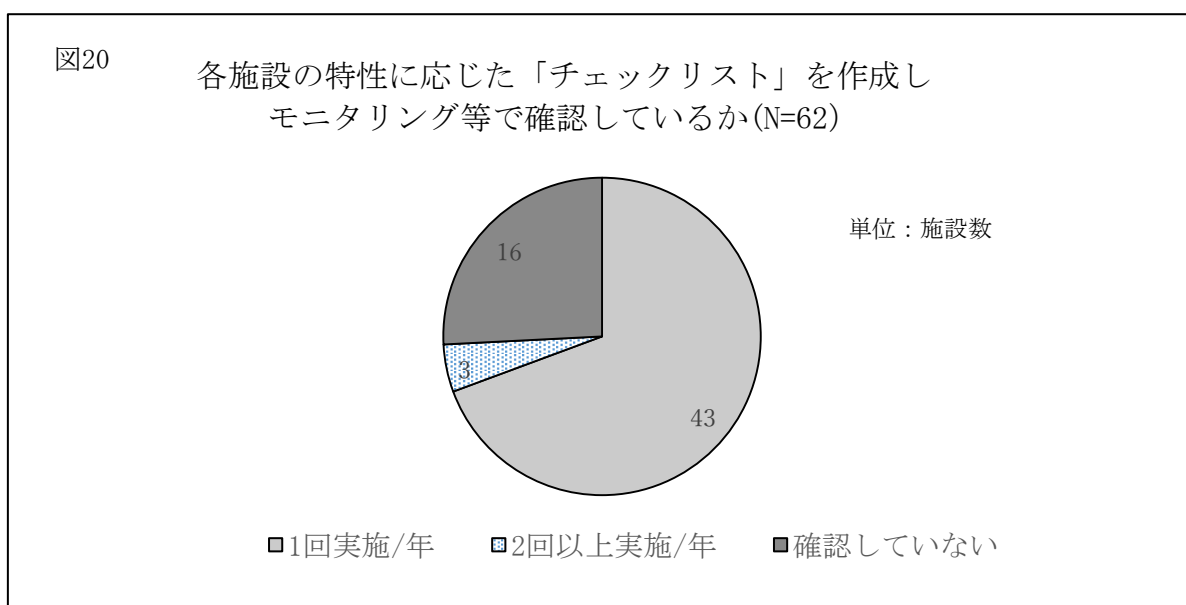
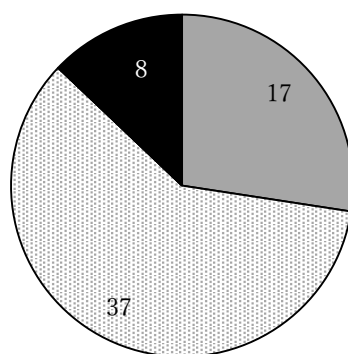


表 17 指定管理者が作成する日報（月報）の報告項目の検討について (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	行っている	17	27%	1	0	8	4	4
2	行っていない	37	60%	5	1	23	1	7
3	今後行う予定	0	0%	0	0	0	0	0
4	検討する必要はない	8	13%	6	0	1	1	0
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

図21 指定管理者が作成する日報（月報）の報告項目の検討について
(N=62)



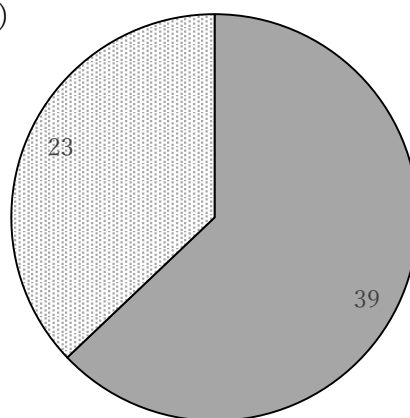
単位：施設数

■行っている □行っていない □今後行う予定 ■検討する必要はない

表 18 指定管理者に対して内部統制の観点から指導・監督を行っているか (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	はい	39	63%	12	1	10	6	10
2	いいえ	23	37%	0	0	22	0	1
	合計	62	100%	12	1	32	6	11

図22 指定管理者に対して内部統制の観点から指導・監督を行っているか(N=62)



単位：施設数

■はい □いいえ

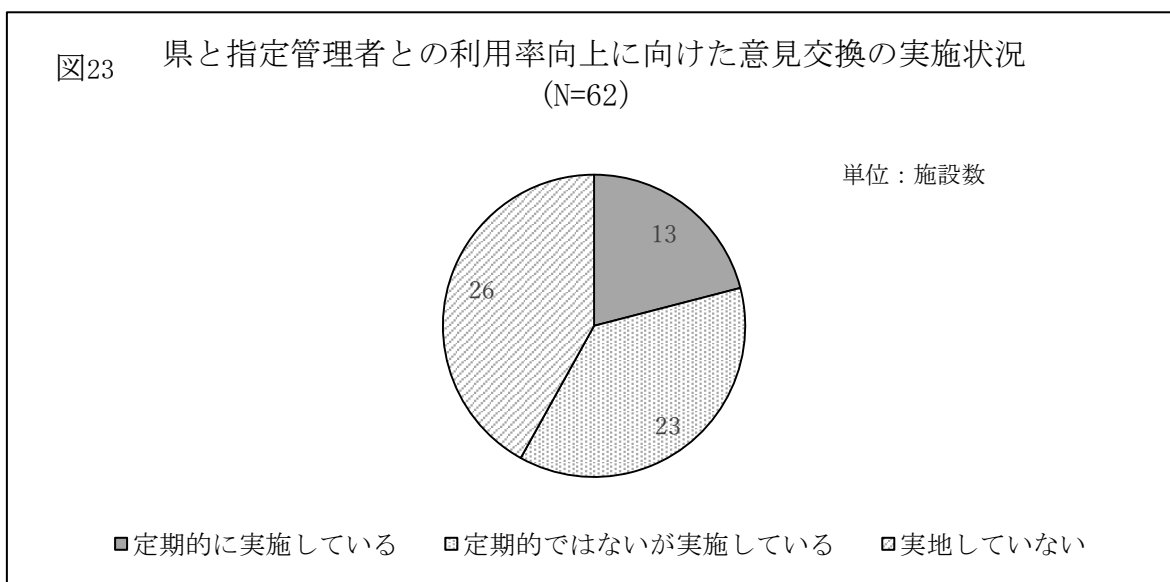
利用率向上に向けては、県と指定管理者で定期的に意見交換を実施している施設所管課は約2割、定期的ではないが実施している施設所管課は約4割あり、合わせて全体の6割で意見交換が行われていた。そのうち6割以上を占める20施設所管課では、年2～4回の意見交換を実施し

ており、情報共有及び意思疎通に努めている状況が認められる（表 19、図 23）。

指定管理者からの自主事業や事業改善の提案を、管理料金の見直し等に反映している施設は、19 施設と約 3 割に留まっている。

表 19 県と指定管理者との利用率向上に向けた意見交換の実施状況 (N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	定期的実施している	13	21%	2	0	8	1	2
2	定期的ではないが実施している	23	37%	9	0	1	5	8
3	実施していない	26	42%	1	1	23	0	1
	合計	62	100%	12	1	32	6	11



6 指定管理者制度の導入効果

指定管理者制度は本来、自治体が整備した公の施設に民間の力を活用することにより、住民サービスを向上させ、公の施設の管理運営のコスト削減を図ることが期待されてきたところである。今回、指定管理者制度導入前後のコスト比較及び利用者数の変化についての調査を試みたが、約 9 割が「分からない」と回答、利用収入の変化についても約 7 割が「分からない」と回答する結果となり、時の経過とともに本来の制度趣旨の発現がされているかについては明確にならなかった。

その上で、指定管理者制度の導入効果については、20 施設所管課で「施設の管理を効率的、効果的に運営できた」としており、その他の施設所管課においても、指定管理者のノウハウを活かし、自主事業を展開し、県民サービスの向上に繋がっているとの回答があった。

自主事業については、約 6 割（36 施設所管課）で実施している。主なものとしては、各種教室、研修、イベント、備品の貸出、物品販売等があり、指定管理者の知見を活かした事業が展開されている。例えば、レクリエーション・スポーツ施設においては、各種教室やイベントの

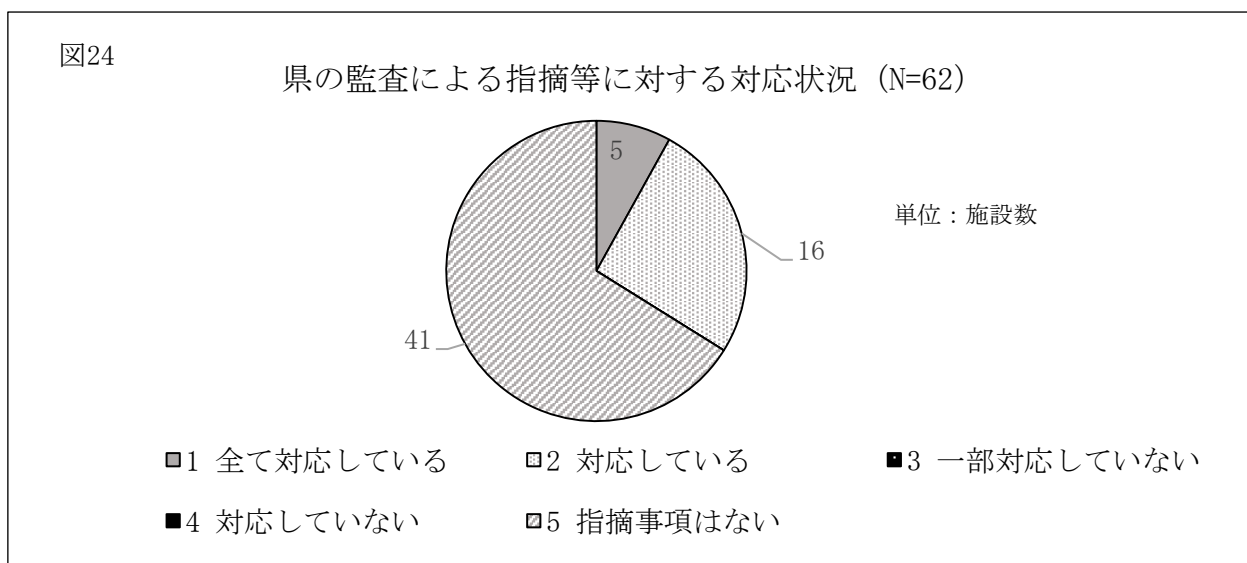
開催が多く、基盤施設では、公園等においての物品や遊具等の販売、キッチンカーの出店などの特色が見られた。

7 監査における指摘事項等への対応

県が令和2年度から4年度までに実施した監査（定期監査、行政監査、包括外部監査、財政的援助団体等監査）における指摘事項等への対応については、指摘事項はないとしている施設所管課が約7割で、指摘等があった全ての施設で対応がなされていた（表20、図24）。

表20 県の監査による指摘等に対する対応状況(N=62)

No.	項目	施設数	割合	A レク	B 産業	C 基盤	D 文教	E 社福
1	全て対応している	5	8%	0	1	2	2	0
2	対応している	16	26%	8	0	4	2	2
3	一部対応していない	0	0%	0	0	0	0	0
4	対応していない	0	0%	0	0	0	0	0
5	指摘事項はない	41	66%	4	0	26	2	9
	合計	62	100%	12	1	32	6	11



8 前回調査の意見に対する改善点

平成22年度に実施した行政監査「公の施設の管理について（指定管理者制度を中心として）」の監査委員意見等に対する措置状況等は、平成23年11月に公表している。その後の対応状況を行政経営推進課に確認したところ、表21のとおりであり、全般的に、平成23年度の措置状況から改善が進んでいる。特に下線で記載している4項目については、運用指針改正等の対応による募集期間の延長、非公募とした選定理由を明記、直営施設所管課に対しての直営による合理性の検討調査など、基本的な改善が図られていると言える。

表 21 平成 22 年度行政監査の意見に対する措置状況

重点調査項目	監査委員の意見等	措置状況（平成 23 年度）	その後（現在）
(1) 指定管理者選定委員会	①指定管理者の選考過程については、運用指針に基づき「指定管理者の選定に係る情報公開について」を作成して県民に情報公開しているが、より透明性、客観性を確保する観点から、外部委員をより一層積極的に登用するよう検討すべきである。	平成 23 年 5 月 17 日に指定管理者制度運用指針を改正した。 （改正前） 部局等選定委員会又は個別選定委員会の委員は、有識者等の外部委員を含めるものとする。 （改正後） 部局等選定委員会又は個別選定委員会の委員は、構成員の半数以上を有識者等の外部委員とする。	同左。
	②施設によってはその特殊性に配慮し、業務内容等に精通する者の登用が可能となる個別委員会を活用することも検討すべきである。	指定管理者制度運用指針において、所管部局ごとに設置する委員会を基本とし、必要に応じて個別の設置条例に規定する委員会の設置を可能としているところであり、環境生活部や土木部、教育庁においては、既に個別の選定委員会を設置し運用している施設もある。今後必要に応じて個別選定委員会の設置を検討していく。	環境生活部において個別の選定委員会を設置しているほか、部局単位設置の選定委員会でも、委員を入れ替えながら実施しているところ。今後も部局の実情にあった選定を推進していく。
	③選定委員会における女性委員の登用状況を見ると、9 委員会のうち女性委員を登用しているのは 4 委員会（44.4%）にとどまり、県の審議会等における女性委員を含む審議会等の比率 95.4% を大幅に下回っている。また、有識者等外部委員のうち女性委員の登用率は 31.8% となっており、県の目標値 40% を下回っている状況にある。今後、有識者等外部委員の委嘱の際には、女性委員の登用についてより一層推進されたい。	平成 23 年 5 月に指定管理者制度運用指針を改正し、構成委員の半数以上を有識者等の外部委員としたことから、それを受け、平成 23 年度に設置する選定委員会において、外部女性委員を積極的に登用する動きがある。今後も施設・業務の特性等を考慮して女性委員の登用を推進していく。	女性委員の登用については、施設分野や委員の専門性の観点から積極的な登用が難しい面もあるが、引き続き、共同参画社会推進課と連携して女性委員の登用を推進していく。
	④今後は、公募回数が増えられていくことから、他の部局等所管の施設を含めた類似施設の状況も参考にしながら、安定的で経済的な管理と住民サービスの向上がより図られるよう、評価の精度を高められたい。	施設の特性を踏まえ、安定的で経済的な管理と住民サービスの向上が図られるよう必要に応じて審査項目・配点基準等を見直していく。	具体的な審査項目、審査の視点及び配点については、部局委員会別に実施している。引き続き、安定的で経済的な管理と住民サービスの向上が図られるよう必要の都度、関係部局に指導・助言していく。
	⑤現指定管理者と新規参入を目指す事業者との評価が公平に行われるよう配慮するとともに、新規事業者の参入意欲を駆り立てよう工夫されたい。	平成 23 年度から選定委員会の半数以上を外部委員としたことから、様々な分野の意見を聞くことにより更なる公平な評価が期待できる。また、今後も現地説明会を開催するなど積極的な情報提供を進め、新規事業者の参入促進に努める。	引き続き、募集時の現地説明会の開催など積極的な情報提供を行っていくほか、全国データを参考に指定管理期間の見直しを検討するなど、新規事業者が参入しやすい環境を作っていく。
(2) 指定管理者の募集	①公募の場合には、応募者数を増やす対策が喫緊の課題であり、さらに民間事業者等の参入を促す工夫を講じるべきである。	これまで、県政日よりや新聞への掲載、ラジオでの周知、関係団体の広報誌、メルマガへの掲載など各種メディアを活用し応募者数の増加に努めてきた。施設によっては、事業内容の特殊性により対象となる民間事業者が限定されるため、結果的に応募者数が限られる事情もあるが、今後とも効果的な応募者数増加対策を講じ、民間企業の参入促進に努める。	これまで、県政日よりや新聞への掲載、ラジオでの周知等各種メディアを活用し応募者数の増加に努めてきたところであるが、今後は広報だけでなく、指定管理期間の見直しを検討するなど効果的な応募者数増加対策を講じ、民間企業の参入促進を図っていく。
	②一部の施設については公募に馴染まないとの意見もあることから、それぞれの施設の現場の実態をよく把握・分析し公募の適否について常に検証を行い、非公募とする場合は、非公募とする理由について県民への十分な説明が必要である。	現状が公募又は非公募で選定したかにかかわらず、選定の都度、公募・非公募の適否について検証し適切な選定に努める。また非公募とする場合は、選定結果を公表する際に非公募理由も明記する方向で検討する。	平成 23 年度の選定結果公表等の通知から、選定理由に非公募とした理由も明記するよう追記している。
	③過去においては、施設によって異なる募集期間とした事例もあり、応募しようとする事業者に必要な準備期間を確保させることによって応募者数が増えることにつながるとも考えられることから、指定管理施設の特殊性などに応じた募集期間を設定するなどの弾力的な運用が必要である。	これまで弾力的な募集期間の設定は可能としてきたところであり、今後も施設所管課において施設の特性に配慮し、事業者が適切な準備期間が確保できるような募集期間の設定に努める。	平成 26 年 5 月 17 日に指定管理者制度運用指針を改正。 （改正前） 原則 1 か月以上 （改正後） 原則 4 5 日以上

(4) 指定管理期間	指定管理期間については、施設の性格と指定管理者の声にも配慮し、その施設の設置目的を達成するのに最も適切なものとするため、その妥当性について常に検証し、見直しを行う必要がある。	運用指針では3年又は5年のほか、特別な理由がある場合はそれ以上の期間も可能としている。今後も選定の都度、施設管理の効率化やコスト削減などを総合的に勘案し、施設所管課と指定管理者で十分検証した上で、適切な指定期間の設定に努める。	令和元年度に指定管理者に対し、アンケート調査を実施。結果を踏まえ、現行「5年を超える場合は総務部長協議」の積極的な検討を通知しているが、今後は、指定管理期間の見直しについて検討していく。
(5) 指定管理料	①指定管理料の協議に当たっては、経費の削減のみならず、単なる価格競争に陥ることなく住民サービスの低下や労働条件の悪化につながることをないように配慮する必要がある。また、指定管理者のモチベーションの低下を招くことのないよう、公の施設の管理料として適切な金額を算定の上、協議に臨む必要がある。	協議にあたっては、今後も経費削減の観点のみならず、施設の管理運営や県民サービスの向上にも配慮した適正な金額の算定に努め、指定管理者側も納得するよう十分な協議を行っていく。	施設の管理運営や県民サービスの向上にも配慮しつつ、事業者ヒアリングやアンケートを実施するなど、指定管理者のモチベーション低下にならないよう、関係課室と調整しながら見直しを検討していく。
	②部品の定期交換のように当初から見込まれるものについては、あらかじめ修繕費として見込んでおくこともできるが、それ以外については、指定管理者が負担する修繕費の上限等負担の程度を明確にしておく必要がある。また、小規模修繕として見積価格1件当たりの額を定めている場合であっても、その総額の上限について基本協定書等に明確にしておく必要がある。	修繕費の負担については、上限額等を明記するよう基本協定書の例示にも示していることから、基本協定書において明確にされていない施設については、今後明記することを徹底する。	修繕費の負担については、上限額等を明記するよう基本協定書の例示にも示しており、基本協定書において明確にされていない施設については、引き続き、明記の徹底を促していく。
	③今後とも、利用料を徴収する施設においては、その施設の特性等を十分に考慮の上、利用料金制の導入の適否について前向きに検討すべきである。	施設の特性を考慮した上で、選定の都度、利用料金制導入の可否について検討する。	選定の都度、利用料金制導入の可否について検討している。
(6) 指定管理者の事務引継	新規参入を促すためには、あくまでも指定管理者の交代を想定したスケジュールを募集要項に示すとともに、事務引継スケジュールを確立しておくなど柔軟な対応が必要である。 また、指定管理者が交代することで、施設の運営上の支障や住民サービスの低下につながるよう留意する必要がある。	事務引継期間の設定については、11月議会における指定の議決後であれば引継ぎ開始が可能であることから、4月1日指定管理開始まで3ヶ月程度の期間設定が可能である。今後も施設の特性に応じて必要な引継ぎ期間が確保できるよう柔軟に対応する。	事務引継期間の設定については、11月議会における指定の議決後であれば引継ぎ開始が可能であることから、4月1日指定管理開始まで3ヶ月程度の期間設定が可能である。引き続き、施設の特性に応じて必要な引継ぎ期間が確保できるよう柔軟に対応する。
(7) 個人情報の保護	個人情報の保護について、指定管理者の中には幹部職員の問題意識が希薄で、管理方法等を十分に説明できない事例が見受けられた。今後は、幹部職員が率先して個人情報保護の重要性を再認識するとともに、個人情報の適切な管理を実効性あるものとするため、運用の実態をしっかりと把握した上で、研修等を随時行い、適切な運用の周知徹底や職員の意識改革を図り、組織全体として個人情報の保護・管理の強化に努める必要がある。	個人情報の取扱いについては、手続条例や個人情報保護条例、基本協定書において適正な管理について定めているほか、多くの施設では業務報告会や職員研修などを通じて徹底しているところであるが、なおモニタリング等で運用の実態把握に努め、取扱いについて指導徹底していく。	個人情報の取扱いについては、手続条例や個人情報保護条例、基本協定書において適正な管理について定めており、多数の施設では職員研修などを通じて徹底している。引き続き、モニタリング等で運用の実態把握に努め、取扱いについて指導徹底していく。
(8) モニタリング・評価	モニタリング等の結果が単に「調査・公表」して終わりとなることのないよう、指定管理者と県とが共通認識に立って、公の施設の管理運営の改善に取り組むためのツールとして活用するとともに、常に指定管理者との意思疎通を図りながらモニタリングを通じて住民ニーズを把握するなど、利用しやすい開かれた施設運営に努める必要がある。	モニタリング・評価については、公の施設の管理運営の改善に取り組むためのツールとして活用し、指定管理者と意思疎通を図りながら共通認識のもと利用者アンケートを実施するなど、住民ニーズの把握に努め、施設運営に引き続き反映させていく。	モニタリング・評価については、施設の管理運営における課題について、県と指定管理者が共通認識を持つためのツールとして活用している。また、施設運営に反映させるため、多数の施設において、利用者アンケートや、御意見箱の設置を行っており、利用者ニーズの把握に努めている。
(9) 指定管理者制度の導入効果と公の施設の今後	今後とも、社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえて、個々の施設の必要性の検証を行うとともに、その管理運営のあり方について、随時検討する必要がある。	公の施設については、指定管理者制度導入の適否のみならず、県自らが施設を所有し運営することの必要性も含めて、随時検討していく。	直営施設の所管課に対し、直営の合理性を検証するため調査を実施（平成25年度）する等、引き続き、施設のあり方について検討していく。また、指定管理施設については、人材確保等の課題などの把握に努め、指定管理期間の見直しを検討していく。

9 直営施設の管理手法の検討

現在の直営施設 22 施設（令和 6 年 3 月に閉校される宮城県高等看護学校を除く）に対して、民間移譲、地方独立行政法人化、業務委託、PFI 等の今後の施設の管理手法の導入検討を行っているか調査したところ、約 6 割の 13 施設では「検討を行っていない」とのことだった。

例えば、県図書館では、「市町村図書館等支援業務における情報ネットワークの構築、巡回相談、職員研修などの都道府県図書館業務については、その性格上、民間に委ねることが馴染まないものがあり、制度導入事例が少ないため、民間企業等の参入可能性や管理業務ノウハウなど、効果等の検証・評価が難しい。しかし、情報収集は継続して実施しており、全国の動向を注視している」との回答がある。また、再編が予定されている高等技術専門校では、「職業訓練については、訓練実施経費が訓練効果と比べ膨大であり、民間教育訓練機関では設備や人員の配置が困難なものを主に実施しているため。また、経済・雇用情勢等の変化により、年度ごとの応募状況の変化が大きく、訓練内容について常に見直していく必要があるなど、委託方式では、柔軟な対応が困難である」等の回答があった。

10 実地監査結果

第 1 章（P 3）記載の実地監査を実施した施設の概要については、以下のとおりである。

(1) スポーツ振興課（施設：宮城県長沼ボート場（アイエスボートランド））

①施設の概要

平成 2 年度に開催された全国高等学校総合体育大会のため、登米市に平成元年 10 月に設置された施設である。ボートコースは、日本ボート協会 A 級コースとして認定されている。

②施設の管理形態

平成 2 年度から平成 17 年度までは宮城県ボート協会に管理委託、平成 18 年度以降は、指定管理により宮城県ボート協会が管理している。公募により募集を行っているが、指定管理者制度導入以来、宮城県ボート協会 1 者のみが応募している。

③現状

応募者が 1 者の理由は、競技内容等に関する知識が必要なため、他者が応募しづらい状況があるものと推測される。施設所管課としては、より安定的に管理し、有効的に利活用を図るためには協会を含む数社が共同企業体を構成して応募できる環境整備について、検討する必要性を感じている。

利用者アンケートでは、あまり回答が集まらず、指定管理者から施設所管課が直接聞き取りを行う場合もある。

南東北大会等、大会開催時の運営スタッフは全てボランティアで対応している。そのボランティアはボート協会員のスタッフが中心で、協会で人員が確保されない場合、大会そのものを運営できない事態となる。

施設利用者については、高等学校や大学等のボート部などに固定化されている。

④指摘事項の対応

令和 2 年度の包括外部監査において、ガソリン保管状況について法令違反の可能性があると指摘され、令和 4 年度に予算化を行ったところだが、令和 2 年 3 月に発生した地震の復旧対応を優先させて対応が後回しになった。令和 5 年 10 月にガソリン保管庫が完成し、その後は適正に管理を行っている。

(2) 障害福祉課（施設：宮城県船形の郷）

①施設の概要

宮城県精神薄弱児者福祉施設基本構想に基づき、重度・最重度の知的障害者への総合養護施設として昭和48年8月、黒川郡大和町に「宮城県船形コロニー」として設置された。その後、令和2年に「宮城県船形の郷」に名称変更され、利用者の障害特性により、生活棟が5棟（「おおくら園」、「かまくら園」、「とがくら園」、「なでくらセンター」、「まつくらセンター」）あり、短期入所等も含め、令和5年8月1日現在で228人が利用している。

②施設の管理形態

開設時から平成17年度までは宮城県社会福祉協議会による管理委託で、平成18年度からは同協議会の指定管理となっている。

指定管理期間を5年と定め、公募により募集してきたが、これまで宮城県社会福祉協議会の1者のみが応募してきており、直近では、令和6年度の新築施設の全面供用開始に合わせて指定管理期間を3年とし、非公募で実施している。

なお、宮城県介護研修センターについては、宮城県船形の郷に移転合築し、令和6年度から宮城県社会福祉協議会に一括して指定管理をすることとなった。

③現状

これまで1者のみが応募している状況となっているが、これは、入所者の障害の程度が重度及び最重度、規模が200人以上で、現在の指定管理者以外に対応できる団体等が事実上他にないことが理由である。

令和6年度以降、収容人数を230人から300人に増加する予定であるが、対応する職員の確保が困難であるため、段階的に収容人数を増やすこととしている。

(3) 自然保護課（施設：宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター）

①施設の概要

昭和46年、ラムサール条約の登録地として伊豆沼・内沼が登録されたことを契機に、昭和63年11月に宮城県、栗原市、登米市等の出資により、(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団が設立された。平成3年1月、伊豆沼・内沼の環境保全の普及啓発、保全対策の研究を目的とした「伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター」を開館した。

②施設の管理形態

平成2年度から平成17年度までは、(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団による管理委託で管理し、平成18年度から現在までは、指定管理者制度により(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団が管理をしている。(平成25年4月から公益財団法人に移行)

施設の管理・運営には、知見、技術、ノウハウが必要不可欠であるため、長年にわたりその活動に取り組む(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団に非公募で管理を依頼している。

③現状

施設は、伊豆沼の環境保全等に係る研究拠点であり、同財団にしかできない研究分野、研究員の存在、人的ネットワークがあることから、非公募としている。

また、財団としては、高度な専門性に基づき安定した施設利用を進める上で、長期計画の策定、人材の育成・採用の面でメリットが大きい等の理由から、5年を超えての指定管理期間の設定が望ましい、と考えている。

(4) 都市計画課（施設：石巻南浜津波復興祈念公園）

①施設の概要

石巻市南浜地区に、県民の福祉増進と東日本大震災の追悼、復興の記憶・伝承をコンセプトに、震災復興のシンボルとして整備され、県と石巻市が公園を、国が「みやぎ東日本大震災津波伝承館」（以下、「伝承館」という。）などの追悼・祈念施設をそれぞれ整備した。（令和3年3月公園を開園、同年6月に伝承館を開館）

②施設の管理形態

令和3年度から令和7年度までの5年間は、指定管理者制度を活用し、石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体に管理運営を依頼している。当該共同事業体は、①一般財団法人公園財団、②一般社団法人ひと・まち・もり、③東北緑化株式会社の3つの団体により構成されている。選定委員会は石巻市と合同で開催し、県と石巻市は同一の団体を指定管理者に選定し、その選定団体と国は委託業務を締結している。

③現状

都市公園の中に県と石巻市が所管する区域があり、さらに、県の所管区域の中に国の施設がある形態となっている。

(5) 行政経営推進課

①現状

指定管理者制度の導入後、監査委員からの意見等を踏まえ平成26年に運用指針改正を行ったほか、PFI等新たな仕組みを取り入れるなど、県では、公の施設における民間活力の導入の検討の仕組が定着してきている。福祉施設等、民間移譲ができる施設については既に移譲済であり、現在残っている施設は運営コスト等の面で直ちに移譲等を進めるのは困難な状況にあると認識している。

指定管理者側にインセンティブを用意しきれず、新しい団体に対し働きかける仕組みづくりができていないこと、また、現在、指定管理者制度を導入している県有施設においても、応募者が不在となった場合、直接県が管理・運営を行うことになるが、県は直営で管理するノウハウを持ち合わせておらず、実際には相当の困難が生じること等が課題、としている。

表 22 直近の指定管理者選定状況

施設所管課	スポーツ振興課	障害福祉課	自然保護課	都市計画課
施設名	宮城県長沼ボート場	宮城県船形の郷	宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	石巻南浜津波復興祈念公園
施設分類	レクリエーション・スポーツ施設	社会福祉施設	文教施設	基盤施設
募集方法	公募	非公募	非公募	公募
募集期間	48日間	-	-	45日間
指定管理期間	5年間	3年間	5年間	5年間
応募者数	1	1	1	2

第3章 監査結果を踏まえた意見

指定管理者制度に関する地方自治法の趣旨・目的は、主に①民間事業者の活力を活用した『住民サービスの向上』、②施設管理における費用対効果の向上、③管理主体の選定手続きの透明化、④公共施設の効率化とサービス品質の向上、⑤行政の効率化、の5点にあるとされ、県はそれらを踏まえて指定管理者の業務を監視し、適切に管理、監督、指導する責務がある。

今回の行政監査においては、制度導入から17年が経過した中で、制度が法の趣旨に則って適切に運用され、公の施設が適正に管理されているのか、平成22年度行政監査における意見及び指摘事項がどのように改善されているのか、制度の運用状況等について改めて調査したほか、管理運営に内部統制の視点が含まれているか、制度の利用拡大を図る上で今現在、どのような課題が発生しており、どのような改善策が考えられるのかといった視点も踏まえて監査を行った。

監査の結果、概ね前回調査時点から改善等が図られていることが認められたものの、事務改善や検討を要する事項が認められ、また、指定管理者が固定化しつつあり新規事業者が参入する余地が少ない現状等の実態も明らかになった。

以下、監査委員として意見を述べる。

1 住民サービスの向上

【意見1：事業者の活力を引き出し、住民サービスの向上に繋げていくなど、より良い制度運用に努められたい】

指定管理者制度は、①民間事業者の活力を活用した『住民サービスの向上』、②施設管理における費用対効果の向上、③管理主体の選定手続きの透明化、④公共施設の効率化とサービス品質の向上、⑤行政の効率化、にあるが、一般的には、行政経費の圧縮・縮減という②⑤、特に「低い人件費」の活用による経費節減(コストカット)のための手法として制度を捉える傾向にある。

しかしながら、制度本来の趣旨は①④のとおり行政サービス・住民サービスの質の向上にあることを忘れてはならない。各施設所管課は単なる清掃業務や施設管理、保守点検などコストカットに留まるだけでなく、所管する業務内容を吟味して事業者の活力を引き出し、民間事業者の活性化を通して住民サービスの向上に繋げていくなど、より良い制度の運用に努められたい。

2 指定管理者の選定・評価

(1) 選定委員会

【意見2：女性委員の比率向上を推進されたい】

平成22年度行政監査において、指定管理者の選考過程における透明性と客観性を確保する観点から、積極的に外部委員を登用するよう意見したところであり、これを受けて、平成23年5月17日に運用指針が改正され、選定委員会の委員は半数以上が有識者等外部委員とすることとなった。

今回の調査では、全部局の指定管理者選定委員会において有識者外部委員は半数を超え、また、女性委員の登用もなされ、その登用率は37.1%となっていたが、依然として県全体の審議会等における女性割合目標45%を下回っていることから、運用指針に具体的な基準を定める等、引き続き、女性委員比率の向上策を検討されたい。

(2) 指定管理者制度の導入

【意見3: 指定管理者制度導入の効果測定と評価手法を検討・確立されたい】

本県における公の施設 85 のうち、7 割を超える 62 施設で指定管理者制度を導入しており、同制度に基づく運営の良し悪しは、県民サービスの質に直結する状況にある。

既に指定管理者制度の導入が長期間にわたる施設では、更新にあたり、直営や業務委託等、他の手法と比較検討を行っていないものが大半であり、本来の指定管理者制度の趣旨・目的について確認・検証を行わないまま、指定管理期間の終了の都度、機械的に制度を適用させている現状が見られた。

これは、制度導入から時間が経過しているにも関わらず、一律に「経済性、有効性がある」ものと見做し、他制度等との比較検討を行わないまま更新を繰り返してきているものと考えられる。

指定期間満了時において、制度導入の効果について改めて効果測定・評価・検証を行い、制度を継続利用する是非を判断する仕組の導入について検討されたい。

また、直営施設の所管課においては引き続き、全国の動向等も含め当制度導入の効果について調査・研究を続け、より良い管理運営のあり方を判断されるよう取り組むとともに、応募者がいなかったため止むを得ず直営を選ばざるを得なかった施設については、共同体方式の可否等、応募者を増やす工夫についても検討されたい。

(3) 公募と非公募

【意見4: 公募・非公募とした理由を判りやすい形で示されたい】

指定管理者制度を導入している施設のうち、55 施設 (89%) が「公募」により管理運営主体を募集している。しかしながら、前回の公募と同じ事業主体 1 者からしか応募がなく、結果的に長期間にわたって同一主体による管理運営が継続している施設が数多く認められた。

書面調査では、「一者だけの応募が予想される場合であっても、定期的に公募を行うことによって、慣れ合いになることを防ぐ」、「指定期間 5 年の間に社会情勢も変化することから、はじめから一者ありきでなく、公募により募集し、県も相手方も緊張感を持って施設運営に臨む必要がある」等、公募への参入が一者しか見込まれない場合であっても、常に緊張感を持って公募手続きを行い、制度を適切に運用していると回答している施設がある一方で、「運営主体が限られる」ことを理由に「非公募」としている施設が 7 施設 (11%) 確認された。

また、公募が原則であるにもかかわらず、現在の指定管理者にしかその運営ノウハウがないとして選定委員会が非公募を認め、同一主体を継続して選定している施設も 7 施設確認された。

非公募施設は、前回調査の 13 施設から 7 施設に減少しており、非公募とした理由も合理的と認められるものではあったが、その理由をホームページ上で確認することは困難で、県民からは判りづらいものとなっている。非公募と判断した施設についてはもちろんのこと、公募を行うこととした施設についても、その理由や期間、目的等について詳細に説明し、その内容を判りやすい形でホームページに掲載する等、情報アクセシビリティと県民サービスの向上に努めていただきたい。また、参入者の拡大を図るため計画的に検討を行い、公募において競争が働くよう取り組まれない。

(4) 募集期間と事前公表

【意見5:十分な募集期間を設定されたい】

募集期間については、「原則 45 日以上確保する」ものと運用指針で定められているが、施設所管課の 97%が「十分である」と認識している一方、指定管理者からの回答では、「2～3か月が望ましい」と、より長期の募集期間を求める回答割合が 40%に及び、両者の認識には大きな隔りがある。準備期間が十分に確保されれば、事業者はシミュレーションやマーケティングを行うことが可能になり、より詳細で内容を充実させた提案を行うことができるほか、新たな参入への効果も期待される。このため、施設所管課は施設の事業内容や準備等の必要性について検討した上で、事業にあった十分な募集期間を設定されたい。

また、募集に際しては、次回以降の指定管理者制度導入計画について予め公表することで参入団体の拡大も期待されることから、その公表について併せて検討されたい。

(5) 選定状況の周知

【意見6:採択結果や指定状況についての情報を、判りやすく示されたい】

指定管理者の募集に際し、行政経営推進課では毎年度「募集・選定状況」として募集条件及び選定結果・選定理由をホームページ上で公開している。平成 22 年度の行政監査の内容も踏まえて、非公募施設については「非公募理由」を公表するように改められており、ホームページに掲載する等、一定の改善が図られているが、前述のとおり十分とは言えない。

指定管理者の指定状況は、行政経営推進課のホームページで施設の名称、指定期間、指定団体等が公表されており、選定された施設の情報について明らかにされている一方で、「応募者がなく、指定管理者制度を導入することができなかった施設」についての情報はホームページで確認できず、公募を行ったにもかかわらず採択結果一覧に掲載されていない施設は、応募者がいなかったからなのか、申請内容に不備があったのか、応募はあったが審査の結果不採択となったのか等、不明な状態となっている。制度を導入できなかった施設はその後、県が直営で運営することとしたのか、公募条件等を変更して再度公募を行うのか等についての情報も併せて公開し、住民サービスの向上を図られたい。

3 評価とモニタリング

【意見7:評価項目を改善し、モニタリングの一層の充実を図られたい】

地方自治法 244 条の 2 第 10 項では、県が指定管理者に対して、管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をする旨を定めており、本県では、平成 21 年 2 月に「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針」を定め、評価対象年度における管理運営状況の評価を行い、モニタリングを実施してきたところである。これは、指定管理者が行った自己評価項目（「管理運営体制」など）毎に施設所管課が評価を行うものであり、評価基準についても具体的に示されている。しかしながら、この目安となる指標は、年度事業計画の内容と比較して実績が上回っていたか否かを判断基準としており、「優れた管理運営が行われた」ものは S、「適正な管理運営が行われた」ものは A 等、曖昧な基準表現に留まっている。

行政施策を推進していく上で 3 E（経済性・効率性・有効性）の視点は極めて重要であり、施設等における管理運営を進める上でも例外ではないことから、評価に際してはこれらの視点を加えて総合的な判断を行うよう、評価項目の見直しを図られたい。

なお、備品の管理及び確認の状況についても、評価票に項目として新たに設定されたい。

4 指定管理者と施設所管課の連携

(1) 指定管理者からの意見

【意見8:意見交換の機会を設け、意思疎通を密にし、修繕費の負担区分を明確にされたい】

指定管理事業者間との意見交換については、施設所管課の58%が行っていたが、42%では機会を設けていなかった。後者については、要望があれば随時対応している回答もあったが、「施設側からの要望等がないため（意見交換を行っていない）」という回答もあり、県が事業主体に管理を任せきりにしていると受け止められかねない状況であった。県と指定管理者は、パートナーとして共により良い施設運営を目指す主体であるため、定期的な意見交換の機会を拡充されたい。

また、施設の定期的なメンテナンスの必要性を訴える意見や指定管理料の範囲を超えて修繕費用等を負担させられていることに対し納得を得ていない指定管理者も確認された。その他、事務所に冷房設備がない、あるいは女子トイレがない施設もあり、近年の夏場の気温状況の観点からも、執務室の環境整備を図り、誰もが働きやすい職場環境の改善について、早急に検討を行う必要がある。

指定管理期間を5年間と定めている施設が大半であり、これにより長期的な管理運営ができるという利点がある一方、契約当初には見込めなかった人件費、燃料費、物価の高騰等不測の事態が指定管理期間中に発生したことにより、事業計画どおりの管理運営に困難が生じている事例もあった。その他、負担区分を超えて指定管理者が負担しているケースが2件確認された。

県は設置者として、新設・建替はもちろん、修繕等維持管理についても責任があることから、管理運営費の範囲で修繕等を行う部分と中長期的な修繕を行う部分についての区分を明確にされたい。

併せて、負担区分を超える修繕費については県予算から支出し、例えば物価高騰等に伴う支出増加分については補填等を行うなど、住民サービスの低下を招くことのないよう適切な措置を講じられたい。

(2) 引継ぎと育成

【意見9:事業者に新規参入を広く働きかけるとともに、収益事業の扱いについて検討されたい】

これまで管理運営を委ねていた指定管理者が更新時に参入しない、あるいは撤退する事態を想定して後継者の育成を行っている施設所管課は殆どないことが明らかになった。「指定管理者が変わった場合や直営にする際、ノウハウの継承ができるか課題である」等、引き受け手に対する将来的な懸念を示している施設所管課も複数認められた。

指定管理者制度による運営期間が長期間に及んでおり、運営等のノウハウが県に不足しているため、不測の事態等が発生した際、県直営による県民サービスが従来どおりの水準で提供できなくなることも考えられる。各施設所管課は、施設を管理し、運営を行う責任主体は県であることを再認識し、現在の事業者の撤退や変更を想定して、新たな管理運営主体の参入を促進する取組にさらに努められたい。

また、大半の施設において、指定管理者の営業努力によって利用料金収入が増加したとしても、施設所管課の歳入として計上されている。スポーツ施設等においては、施設本来の目的達成が優先とされているが、利用の少ない期間に限り一定の範囲内で興業事業者の使用許可を与え、コンサート等の使用を認めている。しかしながら、こうした事業収益は、施設の目的外使用に伴う

使用料収入として県の歳入に入るに過ぎず、指定管理者に還元されることはない。従って、事業者にとっては、企業努力によって経費を節減したり、繁閑時期を調整するなどして新たなサービス展開を行い、収益を上げるというインセンティブが働かないことになる。

指定管理事業者にとって参入のインセンティブを高め、よりよい県民サービスが提供されるよう、例えば、企業努力による利用料金収入の増額分については一定程度、収益として扱えるようにするなど、制度改正に向けた検討を進められたい。

(3) 内部統制

【意見 10: 指定管理者と連携した内部統制を図られたい】

令和2年度に行われた包括外部監査「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」結果報告では、指定管理者の選定や指定管理施設の備品管理等に対する指摘が出されている。また、直近では、令和4年度監査時に、「児童養護施設等入所負担金の施行細則改正漏れに伴う不適切な事務処理」において、内部統制上、重大な不備がある旨の報告があった。不備の発生原因は、施設所管課による施行細則の改正漏れに起因しているが、児童相談所等の地方機関、指定管理者への国の制度改正に伴う対応について、施設所管課からの情報共有が不十分であったことも挙げられている。

内部統制については県庁内で不断の取組が進められてきており、制度については浸透しているものと認められるが、一方で、取組の形骸化や、十分に機能を発揮しているのかが懸念されるところである。内部統制を十分に機能させるためには、県庁内のみならず、指定管理者側においても同等水準で取り組んでいく必要があることから、施設所管課においては引き続き、指定管理者を含めたモニタリング体制の継続・強化を進めるとともに、指定管理者との情報共有と連携体制の構築を図られたい。

5 直営施設

【意見 11: 直営以外の手法と比較、調査・研究を行われたい】

直営施設のうち、高砂コンテナターミナル、産業技術総合センター、各自然の家では、施設の今後のあり方に係る検討会や勉強会を実施し、民営化等についての情報収集や具体の検討を行っている。また、高等技術専門校、農業大学校などでは施設の老朽化や民間委譲が困難等の理由により、直営を継続する考えでいるとのことだった。さらに、応募者がいなかったため結果として直営を選択せざるを得なかった施設も確認された。

一方、民間委譲や業務委託、指定管理者制度の導入を含めた今後のあり方等について、そもそも検討を行っていない直営施設も相当数確認された。

全国の状況を見ると、制度導入によって県民サービスの向上が図られたものばかりではなく、制度導入後、再度直営に戻した例も散見されるため、すべての公の施設に対し、制度を導入することが有効であるとは言い切れないものの、例えば県庁駐車場や公文書館等については、他県で導入し、効果的に運用されているところもある。現在、検討を行っていない施設は、より効果的に施設の効用が発揮されるよう、指定管理者制度やPFI等、直営以外の手法について比較し、調査・研究を行われたい。

第4章 今後に向けた提言

1 指定管理者制度の改善

公募を行っている施設のうち、応募者が1者のみであった施設が全体の9割を占めており、競争性が働いているとは言えない状況となっている。募集時に関係団体に周知を依頼するほか、県政番組やメルマガ等を通じて募集を呼びかけている施設も一部で確認された（社会福祉施設4、文教施設1）ところだが、応募者拡大に向けた積極的な取組を行っていない施設が大半であった。

全体として、県有施設の管理運営は安定的に行われている一方で、制度導入当初と比べて制度趣旨の実現に対する県側の意識が薄らぎ、形式的に制度を運用していると感じられるケースも散見される。

こうしたことから、今後の指定管理者制度の改善に向けた提言を、以下に記す。

【提言1】 指定管理期間の見直し

都市計画課で所管している公園施設（仙台港多賀城地区緩衝緑地、岩沼海浜緑地、宮城県総合運動公園、加瀬沼公園、矢本海浜緑地）について、現在は単独施設毎に指定管理者制度を適用させ、管理期間もそれぞれ設定しているが、指定管理期間を同一に揃え、複数あるいは全ての施設を一括して公募する手法も検討されたい。県にとっては事務手続きや運営管理の負担が軽減され、管理者にとっては複数施設を一括して受注することによりスケールメリットが働き、経済効率が高まることから、双方にメリットが生じるものと考えられる。

指定期間については、制度開始時に原則3年、その後、原則5年に改定済であり、総務部長に協議することにより5年を超える期間設定ができるよう制度が改正されたところであるが、5年を超える指定期間の要望は出されてこなかった。令和元年には、施設所管課を対象とした要望調査と併せ、再度、制度利用を働きかける旨の通知を行政経営推進課が発出したが、各課からの要望がないまま現在に至っている。

指定管理期間の長期設定については、事業者にとって長期的なスパンで経営の見通しが立てられる、従業員の雇用が安定する、研修等人材育成を計画的に行える等のメリットがある。一方で、管理期間を長期間固定することで新たな事業者の参入が鈍り新陳代謝が図られない、県と事業者間の緊張感がなくなる、事業内容に変化が生まれにくくなり漫然とした運営が行われる恐れがある、等のデメリットも考えられることから、すべての指定管理施設で管理期間を長期間とすることが望ましいとは言い切れないが、特に高度な専門性等から参入事業者が極めて限られ、長期にわたり指定管理を更新してきている施設については、事業者の意向を確認し、管理期間の長期化について検討するよう、行政経営推進課は施設所管課に対し改めて周知されたい。

【提言2】 制度導入による働き方改革の推進

美術館等社会教育施設については、全国的には、県が直接管理運営しているものが大半であり、今回の調査においても指定管理者制度の導入については「(導入はしないが) 継続的な情報収集と研究を行っていく」旨の回答が示された。また、公立図書館や公文書館について指定管理者制度を導入している地方自治体がいくつか見受けられるが、必ずしも運営が軌道に乗っている施設ばかりとも言えず、再度直営に戻した事例も散見される。社会教育施設の設置目的は、

資料の収集・保存・調査・研究が第一であることから、指定管理者制度を施設の管理運営すべてに導入するのではなく、学芸員による調査・研究等の部門については県の直営を継続しつつ、警備や修繕等の業務を切り出して指定管理させている事例もある。現在、上記施設における庁舎管理は、単年度毎の業務委託により行われているところが大半だが、部分的にでも指定管理者制度を導入することにより、中長期間にわたって安定的な庁舎管理が行われるとともに、職員の業務軽減にも繋がり、働き方改革が推進されるものと考えられる。引き続き、社会教育施設の管理運営の手法等について指定管理者制度の部分的な導入も含め計画的に調査・研究をされたい。

【提言 3】 指定管理者の参入意欲を高めるための取組

現在、本県では、宮城県総合運動公園、みやぎ産業交流センター、石巻南浜津波復興祈念公園、宮城県民会館の4施設で行われている共同事業者による指定管理方式が、全国的にも増えている。事業主体が単独で指定管理を引き受けた後、一部の業務について再委託するよりも、複数の事業主体が指定管理を行うことで、より大規模に、責任を明確にして業務運営に臨むことができるようになると考えられる。また、単独による指定管理が難しい場合でも、業務に関連する複数の企業等で共同事業者を構成することにより、公募に対する参入障壁が低くなるものと考えられる。

公募に応ずる事業主体がない、あるいは指定管理期間中に指定管理者が倒産等の理由により脱退すること等に備え、将来的に参入が見込まれそうな事業者管理運営に係る情報を提供し、参入企業等の裾野が広がる工夫を検討されたい。

行政経営推進課では、指定管理募集に際して各施設所管課が参入の働きかけをしやすくなるよう、参入可能性のある事業者についての情報を庁内で共有・発信するとともに、共同事業者形式による指定管理の好事例をホームページで紹介するなど、制度と手法に係る説明を丁寧に行い、民間企業の参入意欲を高めるよう工夫されたい。

2 実地監査先への提言

今回、実地監査を行った指定管理施設の調査結果の概要については、第2章のとおりだが、それぞれの施設に対する将来的な展望や要望について、参考までに以下に記す。

①宮城県長沼ボート場

・自主事業の拡大

現在、長沼を活用した観光遊覧船事業「長沼クルージング」が長沼漁業協同組合の主催により行われているが（45～60分程度の遊覧；1,500円）、遊覧エリアが制限されている観光船について、競技に支障のない範囲で、ボート場の一定区域への乗り入れを認め、ボート競技の迫力を実感できるコース利用体験の商品化等を検討されたい。観光船の利用料金に賦課することで徴収等に係る人件費の発生を抑制し、指定管理者としての事業収入が増加するとともに、ボート競技のPR・普及拡大にも寄与するものと思料される。

・指定管理施設の拡大・パッケージング

長沼ボート場は世界的にも有数なコースを保有しており、平成28年度には、東京都知事が視察に訪れ、その様子が全国に報道・紹介される等知名度が高い施設である。さらに、周辺には、クラブハウス（登米市）、長沼フートピア公園（登米市から長沼ふるさと物産（株）へ指定管理）など、観光資源が集中していることから、長沼ボート場を含めた複数の施設を一括して指定管理者制度を導入することで総合的な利活用の拡大が図られ得るものと思料される。これらの中には、登米市所有の施設が含まれることから調整には困難が予想されるが、今後の改修等も含めた公有財産のあり方、民間活力の導入による県民サービスの総合的な展開を図っていく上で、検討する価値はあると考えられる。

②宮城県船形の郷

利用者負担金及び介護給付金（合計約10億円）で賄いきれない部分について、県が一般財源を投入して指定管理料と併せて支出しており、施設の機能・性格上、指定管理者制度導入以前から県委託により運営を続けてきた宮城県社会福祉協議会以外の法人等が新たに参入することは相当、困難であると思料される。

施設所管課では、今後も宮城県社会福祉協議会による運営が継続されるものという前提で制度を運用しているが、事実上の運営経費補助に留まることなく、指定管理者が今後も運営を継続していく上でのインセンティブ・メリット等が生まれる仕組みづくりについて積極的に検討し、提案をしていただきたい。

令和6年度から長寿社会政策課が所管する「宮城県介護研修センター」が船形の郷の敷地内に併設される予定である。現在、介護研修センターについても宮城県社会福祉協議会が指定管理により運営していることから、両施設を管理することとなれば、職員研修が効率・効果的に行えるようになるとの意見を伺った。指定管理者の募集時には、事業者側に少しでもメリットが出るよう、施設所管課としても工夫を凝らし、例えば遊休施設（旧施設）や土地（運動場、敷地）の利活用についてもアイデアを募集し、運営等を委ねるなど、県民サービスの向上に向け努力を重ねられたい。

③宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

施設の近隣には、環境教育をするための栗原市サンクチュアリセンターつきだて館（昆虫館）、登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター（淡水魚館）が集中して存立している。伊豆沼の自然環境を活かした環境教育、保全活動等が一体的に展開されていく姿が理想である。利用者目線に立ち、3館が相互に連携して総合的なサービスが展開されることを期待したい。

また、施設利用者の意見を聞く機会として、自然体験講座の参加に対してのアンケートや、施設利用のご意見カードを実施しているが、施設の利用者の満足度を量るものとしては不十分であるため、測定指標を設定し、利用者全体に対してアンケートを実施し、利用者満足度の向上に努められたい。

④石巻南浜津波復興祈念公園

協定書の内容には、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める旨の記載があるが、実績がなく、協定書の記載内容が守られているのかを確認するチェックリストにも項目がないことから、チェックリストを新たに整備し、障害者就労施設等からの物品調達に努めていただきたい。

都市計画課では複数の都市公園を所管・管理しており、いずれも同様に指定管理者制度を導入している状況となっている。【提言1】とも重複するが、他の公園と一体的に指定管理を行うことによるスケールメリットについて試算するなどの検討を進めていただきたい。

【資料】

資料1	令和5年度行政監査実施計画	40
資料2	令和5年度行政監査調査票（指定管理者制度）	46
資料3	令和5年度行政監査調査票（直営施設）	56
資料4	公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例	58
資料5	公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則	62
資料6	指定管理者制度運用指針	67
資料7	指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針	73

令和 5 年度行政監査実施計画について

1 監査テーマ

指定管理者制度の運用状況

2 監査の目的

宮城県では、平成 17 年の指定管理者制度本格導入から 3 年を迎えた平成 20 年 7 月に、「指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方」の内容の一部を見直し、名称を「指定管理者制度運用指針」に改め、制度の適切な運用及び公の施設の適正管理に努めながら、令和 5 年 4 月現在、16 課 72 施設で指定管理者制度を適用するに至っている。

指定管理者制度導入から現在まで、県においては、概ね制度が適正に運用されてきたと認められるものの、これまでの定期監査における指定管理施設関連の指摘等に加え、令和 2 年度内部統制評価報告書では「重大な不備」について報告があったほか、同年度の包括外部監査「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」の結果報告においても、指定管理者の選定や指定管理施設の備品管理・安全管理に対して指摘等を受けるなど、合规性、正確性において内部統制に問題があると思われる事案が未だ散見される状況となっている。

制度導入から 17 年を経過したことを踏まえ、指定管理者制度の運用について内部統制に加えて経済性、効率性、有効性の観点から検証するため、行政監査を実施し、公の施設の窓口業務や施設管理等、県民へのサービス提供を県に代わって担う指定管理者が、内部統制を保持しながら適正に施設を管理運営しているのか、関係各課の指導状況等を通して確認するものである。

3 監査対象機関

(1) 行政経営推進課

(2) 指定管理施設を所管する課 (16 課 62 施設 (72 箇所)) : 令和 5 年 4 月 1 日現在)

- ・企画部スポーツ振興課(7)
- ・環境生活部自然保護課(6)、消費生活・文化課(2)、共同参画社会推進課(1)
- ・保健福祉部長寿社会政策課(1)、子ども・家庭支援課(3)、障害福祉課(8)
- ・経済商工観光部観光政策課(2)、国際政策課(1)
- ・農政部畜産課(1)
- ・水産林政部水産業基盤整備課(18)
- ・土木部港湾課(2)、都市計画課(6)、住宅課(10)
- ・企業局水道経営課(3)
- ・教育庁生涯学習課(1)

※ このほか、指定管理施設から 4 施設程度を選定し、管理運営状況を実地調査する。

(3) 直営施設を所管する課 (11 課 : 22 施設 令和 5 年 4 月 1 日現在)

- ・総務部県政情報・文書課(1)、管財課(1)
- ・子ども・家庭支援課(2)、障害福祉課(1)
- ・経済商工観光部新産業振興課(1)、産業人材対策課(5)、
- ・農政部農業振興課(1)
- ・水産林政部水産業基盤整備課(3)

- ・土木部港湾課(1)
- ・教育庁生涯学習課(5)、文化財課(1)

4 監査の実施方法

(1) 書面調査

監査の実施に当たり、施設の管理状況及び運用状況等を把握するため、前記「3 監査対象機関(2)(3)」の所属を対象に、電子申請システムを活用して「行政監査調査票」により書面調査を実施する。併せて、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針」VI2(1)に定める「評価票」を求めることとする。

(2) 事務局監査

書面調査対象機関(2)の中から、施設の特色等を鑑み4機関程度を選定し、実地により事務局監査を実施する。(書面監査の結果によっては、対象機関を変更する場合もある。)併せて、関係規則等を所管する行政経営推進課について監査を実施する。

(3) 委員監査

事務局監査実施機関を対象に、書面又は実地により監査を実施する。併せて、必要に応じ、指定管理施設の実地調査を行うこととする。(4機関、1課を予定)

5 監査の着眼点と主な調査内容

着眼点	主な調査内容
(1) 指定管理者の選定等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理の手法について検討を行っているか。【3E】 ・ 管理者の選定は適切に行われているか。【内部統制、3E】 ・ 指定管理料の積算及び指定管理者からの要求に対する査定は適正か。【3E】 ・ 指定管理者の撤退等を想定した検討が行われているか。【3E】
(2) 指定管理者と所管課の連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者と県との責任分担は明確か。【内部統制、3E】 ・ 管理に関する協定書等の内容及び県の指定管理者に対する指導監督は適切か。【内部統制、3E】 ・ 県及び指定管理者双方において、制度改正等の内容確認が徹底されているか。【内部統制、3E】
(3) モニタリング及び評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者が行うモニタリングは適切に行われているか。【内部統制、3E】 ・ 県によるモニタリングは適切に行われているか。【内部統制、3E】 ・ モニタリングによって利活用状況が適切に把握され、利用率向上や設備改修等について検討が行われるなど、管理運営の改善等に適切に反映され指定管理制度の導入効果は十分に得られているか。【3E】
(4) その他監査での指摘等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の監査(定期監査、行政監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査)による指摘への措置状況及び指定管理者の監査(団体等の実施する監査で指定管理業務関連)による指摘等。【内部統制、3E】

6 主な実施スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 行政監査実施計画決定 | 令和5年6月14日(委員協議) |
| (2) 書面調査 | 実施計画決定後から令和5年7月末まで |

- | | |
|------------------|---------------------|
| (3) 事務局監査 | 令和5年8月から9月まで |
| (4) 委員監査 | 令和5年10月 |
| (5) 行政監査結果報告書作成 | 令和5年12月から令和6年1月まで |
| (6) 行政監査結果報告書決定 | 令和6年2月（委員協議） |
| (7) 知事等への結果報告 | 令和6年3月中下旬（報告は公報で公表） |
| (8) 知事等からの措置状況報告 | 令和6年5月末まで（報告は公報で公表） |

公の施設の指定管理者指定状況等一覧

資料1-2

令和5年4月1日現在

施設名称		箇所	指定管理者	所管課室	施設区分※	
1	宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び有料駐車場を除く。)	1	公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	企画部	スポーツ振興課	A
2	第二総合運動場(仙南総合プール及び長沼ボート場を除く。)	1	宮城県スポーツ協会		〃	A
3	ヒルズ県南総合プール(仙南総合プール)	1	セントラルスポーツ株式会社		〃	A
4	アイエス総合ボートランド(長沼ボート場)	1	宮城県ボート協会		〃	A
5	総合運動公園(宮城県サッカー場を含む。)	2	宮城県スポーツ協会・同和興業・セントラルスポーツグループ		〃	A
6	ライフル射撃場	1	宮城県ライフル射撃協会		〃	A
7	こもれびの森	1	株式会社ゆめぐり	環境生活部	自然保護課	A
8	伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	1	公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団		〃	D
9	蔵王野鳥の森自然観察センター	1	特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会		〃	D
10	クレー射撃場	1	一般社団法人宮城県猟友会		〃	A
11	県民の森	1	特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会		〃	A
12	昭和万葉の森	1	株式会社万葉まちづくりセンター		〃	A
13	東京エレクトロンホール宮城(県民会館)	1	宮城県民会館管理運営共同企業体		消費生活・文化課	D
14	慶長使節船ミュージアム	1	公益財団法人慶長遣欧使節船協会		〃	D
15	民間非営利活動プラザ	1	認定特定非営利活動法人社の伝言板ゆるる		共同参画社会推進課	D
16	介護研修センター	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	保健福祉部	長寿社会政策課	E
17	さくらハイツ	1	社会福祉法人宮城県福祉事業協会		子ども・家庭支援課	E
18	コスモスハウス	1	〃		〃	E
19	母子・父子福祉センター	1	公益財団法人宮城県母子福祉連合会		〃	E
20	障害者福祉センター	1	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会		障害福祉課	E
21	障害者総合体育センター	1	〃		〃	A
22	視覚障害者情報センター	1	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会		〃	E
23	啓佑学園	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会		〃	E
24	第二啓佑学園	1	〃		〃	E
25	船形の郷	1	〃		〃	E
26	七ツ森希望の家	1	〃		〃	E
27	援護寮	1	〃	〃	E	
28	御崎野営場	1	一般社団法人気仙沼コンベンション協会	経済商工観光部	観光政策課	A
29	松島公園(駐車場に限る。)	1	太平ビルサービス株式会社		〃	C
30	みやぎ産業交流センター	1	夢メッセみやぎ管理運営共同事業体		国際政策課	B
31	岩出山牧場	1	公益社団法人みやぎ農業振興公社	農政部	畜産課	C

施設名称		箇所	指定管理者	所管課室	施設区分※	
32	小鯖漁港の指定施設(小鯖護岸横泊地)	1	宮城県漁業協同組合	水産林政部	水産業基盤整備課	C
33	鮎立漁港の指定施設	1	〃		〃	C
34	松岩漁港の指定施設	1	〃		〃	C
35	波路上漁港の指定施設(七半沢防波堤横泊地及び内沼防波堤横泊地)	1	〃		〃	C
36	浦の浜漁港の指定施設(田尻防波堤横泊地, 磯草日防波堤横泊地, 浦の浜棧橋横泊地①及び浦の浜棧橋横泊地③)	1	〃		〃	C
37	日門漁港の指定施設	1	〃		〃	C
38	志津川漁港の指定施設(林防波堤横泊地, 南防波堤横泊地, 大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②)	1	〃		〃	C
39	雄勝漁港の指定施設	1	〃		〃	C
40	桃ノ浦漁港の指定施設	1	〃		〃	C
41	磯崎漁港の指定施設	1	〃		〃	C
42	閉上漁港の指定施設(護岸及び物揚場横泊地並びに物揚場横泊地)	1	〃		〃	C
43	閉上漁港の指定施設(ヨット陸置き保管施設)	1	特定非営利活動法人 海族DMC		〃	C
44	気仙沼漁港の指定施設(魚町二丁目護岸横泊地)	1	気仙沼市漁業協同組合		〃	C
45	塩釜漁港の指定施設(物揚場, 岸壁, 護岸及び棧橋横泊地)	1	塩釜市観光物産協会		〃	C
46	塩釜漁港の指定施設(釜の淵泊地)	1	塩釜市漁業協同組合		〃	C
47	塩釜漁港の指定施設(越の浦泊地)	1	宮城県漁業協同組合		〃	C
48	女川漁港の指定施設(南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地)	1	〃		〃	C
49	気仙沼漁港の駐車場	1	気仙沼市		〃	C
50	仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設(スリーエム仙台港パーク(仙台港中央公園), 仙台港リバーウォーク)	2	株式会社東北ダイケン		土木部	港湾課
51	モウーつとギューツとうしちゃんファーム仙台港多賀城緑地公園(仙台港多賀城地区緩衝緑地)	1	〃	都市計画課		C
52	仙台放送ジュニアパーク岩沼(岩沼海浜緑地)	1	〃	〃		C
53	総合運動公園(土木部が所管する緑地部分に限る。)	1	東洋緑化株式会社	〃		C
54	社の都信用金庫モリリン加瀬沼公園(加瀬沼公園)	1	株式会社東北ダイケン	〃		C
55	ガス&ライフ矢本海浜緑地(矢本海浜緑地)	1	〃	〃		C
56	石巻南浜津波復興祈念公園	1	石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体	〃		C
57	改良県営住宅地区施設及び改良住宅駐車場並びに特定公共賃貸住宅及び駐車場	8	宮城県住宅供給公社	住宅課		C
58	特定公共賃貸住宅及び駐車場	2	〃	〃		C
59	北上川下流流域下水道	1	株式会社アイ・ケー・エス	企業局	水道経営課	C
60	北上川下流東部流域下水道	1	〃		〃	C
61	迫川流域下水道	1	〃		〃	C
62	婦人会館	1	一般財団法人みやぎ婦人会館	教育庁	生涯学習課	D
					16課	

※ 施設の区分 A:レクリエーション・スポーツ施設、B:産業振興施設、C:基盤施設(公園、県営住宅等)、D:文教施設、E:社会福祉施設

県直営の公の施設

資料1-3

令和5年4月1日現在

No.	公の施設の名称	箇所	条例の名称	所管部局	所管課	備考	施設区分※
1	宮城県公文書館	1	公文書館条例	総務部	県政情報・文書課		D
2	宮城県庁県民第一駐車場, 宮城県庁県民第二駐車場	1	駐車場条例	総務部	管財課		C
3	宮城県高等看護学校	1	衛生技術者養成施設条例	保健福祉部	医療人材対策室	令和6年3月閉校(対象外)	D
4	宮城県子ども総合センター	1	社会福祉施設条例	保健福祉部	子ども・家庭支援課		E
5	宮城県さわらび学園	1	社会福祉施設条例	保健福祉部	子ども・家庭支援課		E
6	宮城県リハビリテーション支援センター	1	社会福祉施設条例	保健福祉部	障害福祉課		E
7	宮城県産業技術総合センター	1	産業技術総合センター条例	経済商工観光部	新産業振興課		B
8	宮城県立白石高等技術専門校	1	職業能力開発校条例	経済商工観光部	産業人材対策課		D
9	宮城県立仙台高等技術専門校	1	職業能力開発校条例	経済商工観光部	産業人材対策課		D
10	宮城県立大崎高等技術専門校	1	職業能力開発校条例	経済商工観光部	産業人材対策課		D
11	宮城県立石巻高等技術専門校	1	職業能力開発校条例	経済商工観光部	産業人材対策課		D
12	宮城県立気仙沼高等技術専門校	1	職業能力開発校条例	経済商工観光部	産業人材対策課		D
13	宮城県農業大学校	1	農業大学校条例	農政部	農業振興課		D
14	泊(歌津)漁港の指定施設	1	漁港管理条例	水産林政部	水産業基盤整備課		C
15	伊里前漁港の指定施設	1	漁港管理条例	水産林政部	水産業基盤整備課		C
16	波伝谷漁港の指定施設	1	漁港管理条例	水産林政部	水産業基盤整備課		C
17	仙台港高砂コンテナターミナル	1	港湾施設等管理条例	土木部	港湾課		C
18	宮城県図書館	1	図書館条例	教育庁	生涯学習課		D
19	宮城県美術館	1	美術館条例	教育庁	生涯学習課		D
20	宮城県松島自然の家	1	自然の家条例	教育庁	生涯学習課		D
21	宮城県蔵王自然の家	1	自然の家条例	教育庁	生涯学習課		D
22	宮城県志津川自然の家	1	自然の家条例	教育庁	生涯学習課		D
23	東北歴史博物館	1	歴史博物館条例	教育庁	文化財課		D
	計	23					

※ 施設の区分 A:レクリエーション・スポーツ施設、B:産業振興施設、C:基盤施設(公園、県営住宅等)、D:文教施設、E:社会福祉施設

みやぎ電子申請サービス

行政監査調査票（指定管理者制度）

文字 大 中 小 色 標準 黒 青 黄

申し込み内容入力



申し込み内容確認



申し込み完了

令和5年度行政監査に係る書面調査「指定管理者制度の運用状況」

ヘルプ

申し込み内容の入力

操作方法のご説明

下記の入力フォームに必要事項を入力した後、「申し込み内容の確認に進む」ボタンを押してください。
途中で入力した内容を一時保存したい場合、「申し込み内容を一時保存する」ボタンを押してください。

注意事項

必須 マークがある項目は、必ず入力してください。
機種依存文字（半角カナ、丸付き数字、ローマ数字、「崎」など）は使用しないでください。機種依存文字が入力されている場合はエラーになります。

申し込み内容を一時保存する

申し込み内容の確認に進む

申請日

必須令和 年 月 日

団体・法人名

必須

団体・法人名(フリガナ)

全角カタカナで入力してください。

役職・部署名

必須

役職・部署名(フリガナ)

全角カタカナで入力してください。

お名前

必須

お名前(フリガナ)

全角カタカナで入力してください。

電話番号

012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。

内線番号

半角数字で入力してください。

メールアドレス

必須

システムからの通知メールを受信するために、メールアドレスを入力してください。
確認用の欄には、同じメールアドレスをもう一度入力してください。

メールアドレス1

確認用

メールアドレス1とは別のメールアドレスでも通知メールを受信したい場合、メールアドレス2を入力してください。

メールアドレス2 (任意)

確認用

※メールアドレス1、2に送信される通知メールの内容は同一です。

※スマートフォンの場合、ドメイン指定受信を設定されている方は「elg-front.jp」を受信できるよう指定してください。

設問1 指定管理者制度の導入にあたり（直近の更新時）次の手法と比較検討を行いましたか。

必須

- 1 民間移譲 2 地方独立行政法人化 3 業務委託
 4 PFI 5 直営 6 その他の手法
 7 比較検討していない

設問1-1 検討している場合は、どのような観点から検討を行いましたか。（複数選択可）

- 1 経済性 2 有効性 3 効率性
 その他

「その他」を選択した場合に入力してください。

「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。

設問1-2 検討していない場合は、その理由を記入ください。

設問2 指定管理者制度を採用した主な理由を選択してください。（複数選択可）

必須

- 1 運営主体が限られているため。
 2 経済性、有効性、効率性の点で有効であると判断したため。
 3 直営が困難であるため。
 その他

「その他」を選択した場合に入力してください。

「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。

設問2-1 直営が困難であると回答した場合、その主な理由を記入してください。

設問3 直近の募集は公募でしたか、非公募でしたか。

必須

- 1 公募
 2 非公募

設問3-1 「1 公募」を選択した場合、応募者数を記入してください。（半角数字）

必須

行っている場合はその取組を記入してください。

設問3-2 募集を予定する前年度等に申請者を増加させる取組を行っていますか。

指定管理者制度運用指針では、「原則45日以上確保する」とされていますが、その期間について、どのようにお考えですか。

設問3-3 募集期間について（所管課回答）

必須

- 1 十分である。
 2 2～3ヶ月が望ましい。
 3 6ヶ月以上が望ましい。

指定管理者制度運用指針では、「原則45日以上確保する」とされていますが、その期間についてどのようにお考えですか。
(現指定管理者に確認のうえ回答願います。)

設問3-3 募集期間について
(指定管理者回答)

必須

- 1 十分である。
- 2 2ヶ月～3ヶ月が望ましい。
- 3 6ヶ月以上が望ましい。

設問3-4 「2非公募」を選択
した場合、その理由を記入して
ください。

次から選択してください。
その他の場合は、年数とその理由を記入ください。

- A 3年
- B 5年
- C 10年
- その他

設問4 指定期間は何年間で
すか。

必須

「その他」を選択した場合に入力してください。
「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。

設問4-1 設問4で回答した
指定期間についてどのようにお
考えですか。

- 1 十分である
- 2 期間が短い
- 3 期間が長い

設問4-2 設問4-1で回答し
た理由を記入してください。

- 1 経済性が優位であるため
- 2 過去の実績から指定管理者として施設等を安定的に管理運営できるノウハウがあるため
- 3 企画提案のアイデア等が優れているため
- その他

設問5 選定委員会で、特にど
のような点を評価して選定しま
したか。(複数選択可)

必須

「その他」を選択した場合に入力してください。
「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。

設問6 選定委員会で指定管
理料を設定するにあたり、申請
団体の経営努力による増減分
を指定管理料に反映していま
すか。

必須

- 1 反映している
- 2 反映していない
- 3 分からない

設問7 指定管理者の交代時
に引継団体から引継内容につ
いて、確認していますか。

必須

- 1 確認している
- 2 確認していない
- 3 該当がない

- 1 書面でのみ確認し、引継ぎに問題がないことを確認している。
- 2 書面により確認し、現地立ち合いを行い、引継ぎに問題がないことを確認している。
- 3 口頭報告により確認している。
- その他

設問7-1 「1確認している」と回答した場合、どのように確認を行っていますか。

必須

「その他」を選択した場合に入力してください。
「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。

設問8 指定管理者が更新時に参入しない、あるいは、撤退することを想定して、候補者を育成する等の対策を行っていますか。

必須

- 1 検討している
- 2 検討していない

設問8-1 「1検討している」場合、その方針について記入してください。

設問9 基本協定書（作成例：行政経営推進課）のリスク分担表に追加した項目、削除した項目があれば記入してください。

設問9-1 指定管理者と協議の上、責任分担を取り決めた事項があれば記入してください。

設問10 施設の修繕計画（大規模等）は策定されていますか。

必須

- 1 策定している
- 2 策定していない

設問11 協定で定める修繕負担区分の範囲を超えて指定管理者が負担した、または、県が指定管理者に負担を求めた事例はありますか。

必須

- 1 ある
- 2 ない

設問11-1 「1ある」場合は、その内容と金額を記入してください。

設問12 県が実施する施設改修に係る損失（休業）補償について、具体的な取り決めはありますか。

必須

- 1 ある
- 2 ない

設問12-1 「1ある」場合は、
具体的な取り決め内容を記入
してください。

設問13 指定管理者に対して
内部統制の観点から指導・監
督を行っていますか。

必須

- 1 はい
 2 いいえ

設問13-1 「1はい」と回答し
た場合、その内容について記入
してください。

必須

設問13-2 「2いいえ」と回答
した場合、その理由を記入して
ください。

必須

設問14 基本協定書（作成
例：行政経営推進課）に追
加・削除した項目はありませ
るか。

必須

- 1 ある
 2 ない

設問14-1 「1ある」の場合
は、追加・削除した項目につ
いて記入してください。

必須

設問15 基本協定書の内容
や県の指導監督に対して、県と
指定管理者とで意見交換を行
ったり、要望を受ける機会を設
けていますか。

必須

- 1 設けている
 2 設けていない

設問15-1 「1設けている」と
回答した場合、どのような仕組
み・体制が記入してください。

必須

設問15-2 「2設けていない」
と回答した場合、その理由を記
入してください。

必須

設問16 指定管理者から、協
定書の内容や県の指導監督に
対する意見・要望等があります
か。

必須

- 1 ある
 2 ない

(指定管理者に関き取りの上、記入してください。)

設問16-1 「1ある」と回答し
た場合、その内容を記入してく
ださい。

必須

設問17 所管する施設に関わる法律・制度等について、県と指定管理者双方が内容を確認し、必要に応じ業務や仕様の変更を行うこととしていますか。(いつ、どのように確認を行っているのか記入してください。)

設問18 指定管理者からの評価票は5月末まで県に提出されていますか。

必須

- 1 期限までに提出されている
- 2 遅れて提出されている
- 3 提出されていない

設問18-1 評価票の事業実績の記載内容は十分でしたか。

必須

- 1 十分であった
- 2 十分とは言えない
- 3 その他

「その他」を選択した場合に入力してください。

「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。

設問18-2 評価票の自己評価の記載内容は十分でしたか。

必須

- 1 十分であった
- 2 十分とは言えない
- 3 その他

「その他」を選択した場合に入力してください。

「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。

設問19 指定管理者によるホームページの開設や利用促進のPR等、利用者サービスの向上に取り組んでいますか。

必須

- 1 取り組んでいる
- 2 取り組んでいない

設問19-1 「1 取り組んでいる」と回答した場合は、その内容を記入してください。

必須

設問19-1 「2 取り組んでいない」と回答した場合は、その理由を記入してください。

設問20 個人情報の漏洩や取扱いについて、指定管理者とルール化を図っていますか。

必須

- 1 図っている
- 2 図っていない

設問20-1 「1 図っている」と回答した場合、どのような運用をしているのか記入してください。

必須

設問20-2 「2 図っていない」と回答した場合、その理由を記入してください。

必須

設問21 行政経営推進課に対し、6月末までに取りまとめ評価票は提出しましたか。

必須

- 1 提出した（期限内）
- 2 提出した（期限後）
- 3 提出していない

設問22 モニタリングや視察時に、施設や業務に応じた「チェックリスト」を作成し、確認を行っていますか。

必須

- 1 1回実施/年
- 2 2回以上実施/年
- 3 確認していない

設問23 指定管理者が作成する日報（月報）の報告項目が適正か、検討を行っていますか。

必須

- 1 行っている
- 2 行っていない
- 3 今後行う予定
- 4 検討する必要はない

設問24 指定管理者からの報告が適切になされず、問題となったことはありますか。

必須

- 1 ある
- 2 ない

設問24-1 「1 ある」と回答した場合、その内容を記入してください。

設問25 日報（月報）の提出期限は守られていますか。

必須

- 1 守られている
- 2 守られていない

設問26 利用率向上の取組について、県と指定管理者とで、定期的に意見交換や検討を行っていますか。

- 1 定期的に実施している
- 2 定期的ではないが実施している
- 3 実施していない

設問26-1 「1定期的に実施している」「2定期的ではないが実施している」と回答した場合、令和4年度中の実施状況について選択ください。

必須

- 1 年1回実施
- 2 年2回から4回実施
- 3 年5回以上実施

設問27 設備改修や物品の修繕・更新等の計画はありますか。

必須

- 1 ある
- 2 ない

設問27-1 「1ある」と回答した場合、その計画は指定管理者と共有されていますか。

必須

- 1 共有している
- 2 共有していない

- 1 行っている
- 2 行っていない
- その他

設問28 指定管理者からの経費の報告や提案（自主事業や事業改善）について必要があると認めた場合、指定管理料の増額等を行っていますか。

「その他」を選択した場合に入力してください。
「その他」を選択していない場合は、入力内容は破棄されます。

設問29 モニタリングの評価の結果に対する是正や指導、指定管理者との意見交換等を通じて改善した事例はありますか。

- 1 ある
- 2 ない

必須

設問29-1 「1ある」と回答した場合、その改善内容を記入してください。

必須

設問30 指定管理者制度の導入によって、どのような効果が得られましたか。

必須

設問31 指定管理者が行っている自主事業はありますか。

- 1 ある
- 2 ない

必須

設問31-1 「1ある」と回答した場合、その内容を記入してください。

必須

設問32 指定管理者制度を導入するにあたり、アウトカム指標を設定していますか。

- 1 設定している
- 2 設定していない

必須

設問32-1 「1 設定している」と回答した場合、アウトカム指標の内容について記入してください。

必須

設問32-2 「2 設定していない」と回答した場合、その理由を記入してください。

必須

設問33 施設を運営する上で目標（利用者数、開館日数等）を設定していますか。

- 1 設定している
- 2 設定していない

必須

設問33-1 「1 設定している」とした場合、令和4年度の目標と実績について、それぞれ主なるものを2つ記入してください。

目標 1

(目標1)

必須

設問33-1 「1 設定している」
とした場合、令和4年度の目
標と実績について、それぞれ主
なものを2つ記入してください。

(目標2)

必須

目標2

設問33-1 「1 設定している」
とした場合、令和4年度の目
標と実績について、それぞれ主
なものを2つ記入してください。

(実績1)

実績1

設問33-1 「1 設定している」
とした場合、令和4年度の目
標と実績について、それぞれ主
なものを2つ記入してください。

(実績2)

実績2

設問33-2 設定した目標につ
いて、必要に応じて、見直しを
行っていますか。

必須

- 1 見直しを行っている
- 2 見直しを行っていない

設問33-3 「1 見直しを行っ
ている」と回答した場合、どのよ
うな観点で見直しを行っていま
すか。

必須

設問33-4 「2 見直しを行っ
ていない」と回答した場合、その
理由を記入してください。

必須

利用者

設問34 指定管理者制度を
導入したことにより、直営時に
比べて利用者に変化はありまし
たか。

必須

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない
- 4 分からない

利用収入

設問34-1 指定管理者制度
を導入したことにより、直営時に
比べて利用収入に変化はあり
ましたか。

必須

- 1 増加した
- 2 減少した
- 3 変わらない
- 4 分からない
- 5 収入を得ていない

対象は令和2年度から令和4年度に実施した監査（定期監査、行政監査、包括外部監査、財政的援助団体等監査）

設問35 県の監査による指摘
等に対し、改善等の対応を行
いましたか。

必須

- 1 全て対応している
- 2 対応している
- 3 一部対応していない
- 4 対応していない
- 5 指摘事項はない

設問36 現在の指定管理者について、評価している点をお聞かせください。(集客実績がある、事故防止に努めている等、何点でもかまいません。)

必須

設問37 貴課が所管する施設に限らず、指定管理者制度全般について、ご意見をお聞かせください。(メリット、課題等自由に記入ください。)

必須

[申し込み内容を一時保存する](#)

[申し込み内容の確認に進む](#)

ご利用にあたり

[サイトマップ](#)

[↑
ページの
先頭へ](#)

Copyright © 2020 みやぎ電子申請サービス. All Rights Reserved.

みやぎ電子申請サービス

行政監査調査票（直営施設）

文字 大 中 小 色 標準 黒 青 黄

申し込み内容入力



申し込み内容確認



申し込み完了

令和5年度行政監査に係る書面調査「指定管理者制度の運用状況（直営施設について）」 ヘルプ

申し込み内容の入力

操作方法のご説明

下記の入力フォームに必要事項を入力した後、「申し込み内容の確認に進む」ボタンを押してください。
途中まで入力した内容を一時保存したい場合、「申し込み内容を一時保存する」ボタンを押してください。

注意事項

必須 マークがある項目は、必ず入力してください。

機種依存文字（半角カナ、丸付き数字、ローマ数字、「崎」など）は使用しないでください。機種依存文字が入力されている場合はエラーになります。

申し込み内容を一時保存する

申し込み内容の確認に進む

申請日

必須

令和 年 月 日

団体・法人名

必須

団体・法人名(フリガナ)

全角カタカナで入力してください。

役職・部署名

必須

役職・部署名(フリガナ)

全角カタカナで入力してください。

お名前

必須

お名前(フリガナ)

全角カタカナで入力してください。

電話番号

012-3456-7890のように、半角の数字とハイフンで入力してください。

内線番号

半角数字で入力してください。

メールアドレス

システムからの通知メールを受信するために、メールアドレスを入力してください。

確認用の欄には、同じメールアドレスをもう一度入力してください。

メールアドレス1

確認用

メールアドレス1とは別のメールアドレスでも通知メールを受信したい場合、メールアドレス2を入力してください。

メールアドレス2 (任意)

確認用

※メールアドレス1、2に送信される通知メールの内容は同一です。

※スマートフォンの場合、ドメイン指定受信を設定されている方は「elg-front.jp」を受信できるよう指定してください。

設問1 県の直営施設について、民間移譲、地方独立行政法人化、業務委託、PFI等の今後のあり方について検討を行っていますか。

- 1 検討を行っている
 2 検討を行っていない

設問1-1 「1 検討を行っている」とした場合、その時期と検討した内容について記入ください。

設問1-2 「2 検討していない」とした場合、その理由を教えてください。

必須

設問2 現在、直営により施設を管理している理由をお聞かせください。

必須

[申し込み内容を一時保存する](#)

[申し込み内容の確認に進む](#)

[ご利用にあたり](#)

[サイトマップ](#)

[↑
ページの
先頭へ](#)

Copyright © 2020 みやぎ電子申請サービス. All Rights Reserved.

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成十六年七月七日
宮城県条例第四十三号

(趣旨)

第一条 県が設置する公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、知事、公営企業管理者又は教育委員会（以下「知事等」という。）に対し、規則、企業管理規程又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める様式による申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類（以下「定款等」という。）
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 法人でない団体にあつては、役員の名及び住所を記載した書類
- 四 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を示す書類
- 五 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の財務の状況を示す書類
- 六 公の施設の管理に係る事業計画書
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則等で定める書類

(選定方法及び選定基準)

第三条 知事等は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によって審査し、公の施設の管理を行わせることが適当と認められるものを選定するものとする。

- 一 県民の平等な利用が確保されること。
- 二 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。
- 三 前条第二項第六号の事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- 四 個人情報情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- 五 法令（条例を含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

(指定管理者選定委員会への諮問)

第四条 知事は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 総務部が所管する公の施設 宮城県総務部指定管理者選定委員会
 - 二 復興・危機管理部が所管する公の施設 宮城県復興・危機管理部指定管理者選定委員会
 - 三 企画部が所管する公の施設 宮城県企画部指定管理者選定委員会
 - 四 環境生活部が所管する公の施設 宮城県環境生活部指定管理者選定委員会
 - 五 保健福祉部が所管する公の施設 宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会
 - 六 経済商工観光部が所管する公の施設 宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会
 - 七 農政部が所管する公の施設 宮城県農政部指定管理者選定委員会
 - 八 水産林政部が所管する公の施設 宮城県水産林政部指定管理者選定委員会
 - 九 土木部が所管する公の施設 宮城県土木部指定管理者選定委員会
- 2 公営企業管理者は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県企業局指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県教育委員会指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(協定の締結)

第五条 指定管理者は、次に掲げる事項について、知事等と協定を締結しなければならない。

- 一 公の施設の管理に関する事項
- 二 県が支払うべき費用に関する事項
- 三 公の施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

(事業報告書)

第六条 指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後二月以内に知事等に提出しなければならない。ただし、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に、当該日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- 一 管理の業務の実施状況
- 二 管理の業務に係る経理の状況
- 三 使用拒否の件数及びその理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

(変更の届出)

第七条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 定款等
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

(指定等の告示)

第八条 知事等は、法第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者を指定したとき、同条

第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は前条の規定による届出(同条第一号に掲げる事項に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者選定委員会の設置)

第九条 知事の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、次に掲げる指定管理者選定委員会を置く。

- 一 宮城県総務部指定管理者選定委員会
 - 二 宮城県復興・危機管理部指定管理者選定委員会
 - 三 宮城県企画部指定管理者選定委員会
 - 四 宮城県環境生活部指定管理者選定委員会
 - 五 宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会
 - 六 宮城県経済商工観光部指定管理者選定委員会
 - 七 宮城県農政部指定管理者選定委員会
 - 八 宮城県水産林政部指定管理者選定委員会
 - 九 宮城県土木部指定管理者選定委員会
- 2 公営企業管理者の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県企業局指定管理者選定委員会を置く。
- 3 教育委員会の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県教育委員会指定管理者選定委員会を置く。

(組織等)

第十条 前条第一項各号に掲げる指定管理者選定委員会、同条第二項の宮城県企業局指定管理者選定委員会及び同条第三項の宮城県教育委員会指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)は、それぞれ委員八人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、知事等が任命する。
- 3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第十一条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十二条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する事項)

第十三条 第九条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が委員会に諮って定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年条例第七三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている改正前の商業登記法第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則 (平成二〇年条例第三九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

附 則 (平成二二年条例第六六号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年条例第八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

附 則 (令和三年条例第十一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

○公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成十六年十月二十日

宮城県規則第七号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第二条第一項の規則で定める様式による申請書は、指定管理者の指定申請書（様式第一号）とする。

2 条例第二条第二項第七号に掲げる書類は、次のとおりとする。

- 一 施設を管理する上で必要な許認可証等の写し
- 二 前号に掲げるもののほか知事が別に定める書類

(変更の届出)

第三条 条例第七条の規定による届出は、指定管理者の変更届（様式第二号）によるものとする。

(平二〇規則七五・一部改正)

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

申 請 者
所 在 地
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

指定管理者の指定申請書

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項の規定により、〇〇の指定管理者の指定を申請します。

記

公の施設の名称

※ 添付書類

- 1 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- 2 法人にあつては、登記簿の謄本
- 3 法人でない団体にあつては、役員の氏名及び住所を記載した書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を示す書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の財務の状況を示す書類
- 6 公の施設の管理に係る事業計画書
- 7 施設を管理する上で必要な許認可証等の写し
- 8 その他知事が別に定める書類

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

申 請 者
所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

指定管理者の変更届

下記のとおり変更があったので、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定により、届け出ます。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 変更事項

変 更 後	変 更 前

※ 添付書類
変更の事実を証する書面

附 則（平成二〇年規則第七五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第二五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

（令4規則25・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平20規則75・令4規則25・一部改正）

平成20年7月 9日制定
平成23年5月17日改正
平成26年5月22日改正
平成29年6月 5日改正

指定管理者制度運用指針

1 運用指針の目的

この運用指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成16年宮城県条例第43号。以下「手続条例」という。）その他関
係条例の規定に基づき、県が所管する公の施設の管理に指定管理者制度を導入し、同制度を運
用する場合の基本的な方針を定めるものである。

2 指定管理者制度の導入目的等

(1) 指定管理者制度の目的

指定管理者制度導入の目的は、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用して、住
民サービスの向上と管理経費の節減を図ることにある。

(2) 公の施設と指定管理者制度

イ 公の施設については、その設置目的等を踏まえて常に必要性等の検証を行い、必要に
応じて、廃止、民間移譲又は地方独立行政法人化を検討するものとする。

ロ 直営施設は、随時、直営の合理性を検証するとともに、指定管理者制度導入の可能性
を検討し、制度導入可能なものについて順次移行する。

3 指定管理者の募集方法

(1) 募集方法は、原則として公募とする。ただし、次のような理由に該当する場合は、募集
によらない方法（以下「非公募」という。）をとることができる。非公募を選択しようとする
場合、当該施設の所管部局等の長（以下「所管部局長」という。）は、非公募の理由を付
して非公募の可否を総務部長に協議しなければならない。

【非公募の理由（例示）】

イ 県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、安定的で確実な管理運営が求められ
るもの

ロ 県政の推進上、調査研究の継続性、学術的成果や高度な専門的知識等の蓄積・活用が必
要なもの

ハ 隣接施設との一体的な管理運営や密接な連携等によって効率的、効果的な管理運営が図
られるもの

ニ 指定管理者の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要があるもの

(2) 公募の場合において、関係法令や施設の性質等による特別の理由があるときは、所管部局
長の判断で、募集する法人の種類を限定することができる。

(3) 具体的な募集方法については、別紙1のとおりとする。

(4) 募集期間は、原則45日以上確保する。

(5) 募集の告知は、掲示板による公告、ホームページ、その他広報媒体等を活用して行う。

4 指定期間の設定

- (1) 指定期間は、サービスの安定性及び継続性を確保するとともに、一層のサービス向上と経営の効率化が見込まれる期間とし、個々の施設の性格及び実情等を総合的に考慮して、原則5年以内で所管部局長が定めるものとする。
- (2) 業務に高度な専門性を要し、利用者との関係から長期的に安定したサービスの提供が求められる施設等、5年を超えるべき特別な理由がある場合は、所管部局長が総務部長に協議の上、相当期間を指定期間として設定することができるものとする。

5 指定管理者候補の選定

(1) 選定の視点

イ 公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であり、営利を目的とするものではないことから、指定管理者の候補は、手続条例第3条に規定する選定基準を満たす者の中から、次の視点を重視し総合的に評価して選定する。

視点1 施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの

視点2 施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの

視点3 施設をより経済的に管理する（管理経費が少ない）と認められるもの

ロ 具体的な審査項目、審査の視点及び配点については、施設の規模や特性等を踏まえ、施設ごとに定めるものとし、募集要項において明示する。

(2) 選定委員会

イ 委員会の設置

指定管理者の候補を選定するための選定委員会は、所管部局等ごとに設置する委員会（以下「部局等選定委員会」という。）を基本とし、必要に応じて、個別の施設条例に規定して施設ごとの委員会（以下「個別選定委員会」という。）を設置することができる。

【個別の施設ごとに委員会を設置する場合（例示）】

(イ) 施設の運営に当たり、様々な分野の団体関係者や学識経験者の意見を幅広く聴く必要がある施設

(ロ) 多くの県民が利用し、かつ利用者のサービスを向上する様々な創意工夫が引き出せる施設

ロ 委員の構成

(イ) 部局等選定委員会の委員の構成は、5～6人程度を基本、8人を上限として、所管部局長が定める。

(ロ) 個別選定委員会の委員構成は、所管部局長が検討して、各条例において上限を定める。

(ハ) 部局等選定委員会又は個別選定委員会の委員は、構成員の半数以上を有識者等の外部委員とする。

ハ 委員の制約

(イ) 委員は、自己が役員等（理事、取締役、監事、監査役、運営委員等）又は職員となっている団体が申請した事案については、その議事に参加することができない。

(ロ) 委員は、自己又は親族の利害に直接関係する事案については、その議事に参加することができない。

6 調査等の実施

県は必要があると認めるときは、随時、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う。

7 運営の評価

- (1) 県は指定管理者から提出される事業報告書を基に、毎年度の活動内容を評価して、翌年度以降の効率的、効果的な施設管理に活かす。
- (2) その他運営の評価等の具体的な方法は別に定める。

8 指定管理者の組織体制等の変更に伴う手続

指定管理者として指定された団体の合併等により当該団体の組織体制等に変更が生じる場合には、所管部局長は次に掲げる指定管理者の組織体制等の変更に関する調査をした上で、総務部長と再指定等の手続についての協議を行うものとする。

【 指定管理者の組織体制等の変更に関する調査の内容 】

- (1) 組織体制等の変更内容（法人格の変更の有無及び権利義務の承継に係る事項も含める。）
- (2) 変更後の施設の管理体制（施設の安定的な管理を行うための手法や経費、人員配置等の状況）
- (3) 変更後に見込まれる指定管理者の財務・経営状況
- (4) その他、所管部局長が必要と認める事項

9 改善勧告の指示、指定の取消し等

(1) 改善勧告等

県は指定管理者に対して協定違反が認められる場合など必要に応じ、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

(2) 業務停止命令

(1)の場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合、県は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(3) 指定の取消し

県は指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を開始したとき。

ロ 財務状況等が著しく悪化し、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ハ 管理運営業務の全部又は一部が停止になり、解除後の管理業務が確実にないと認められるとき。

ニ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるとき。

ホ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 その他

(1) 透明性の確保

指定管理者制度の運用に当たり、透明性を確保するため、次の区分により「指定管理者制度運用指針」、「指定管理者の募集」、「指定管理者候補の選定過程」等を、ホームページ等で分かりやすく公表する。この場合、「指定管理者候補の選定過程」については、別紙2の「指定管理者の選定に係る情報公開について」に準拠して公表する。

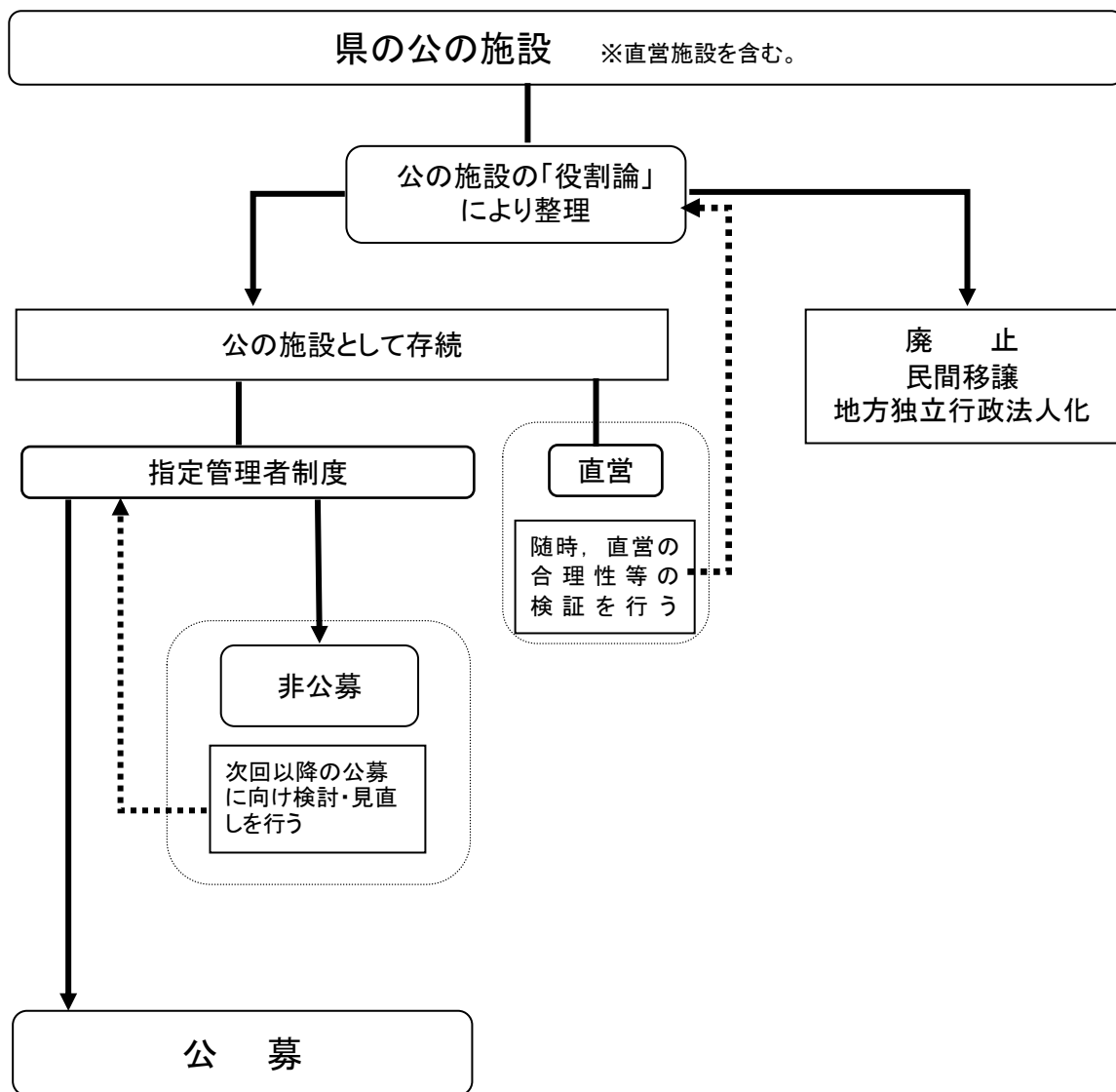
- イ 行政経営推進課 － 「制度趣旨」、「運用指針」、「手続条例」、「募集状況一覧」等
- ロ 施設所管課（室） － 「個別の設置条例」、「指定管理者の募集」、「指定管理者候補の選定過程」等

※ 行政経営推進課ホームページ、施設所管課（室）ホームページは、相互リンクとする。

(2) 公社等外郭団体への指導

県は、指定管理者として指定されている公社等外郭団体に対して、自立的経営の確立に向けて主体的に経営改善を進めていくよう指導する。

別紙1 「具体的な募集方法」



公の施設の区分

募集区分		理 由
指定 管理 者 制 度	公 募	民間事業者等のノウハウの導入により効果的、効率的な管理運営が期待できるもの
	非公募	○ 県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、安定的で確実な管理運営が求められるもの
		○ 県政の推進上、調査研究の継続性、学術的成果や高度な専門的知識等の蓄積・活用が必要なもの
		○ 隣接施設との一体的な管理運営や密接な連携等によって効率的、効果的な管理運営が図られるもの
	○ 指定管理者の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要があるもの など	
直 営	○ 法令に定めがあるもの	
	○ 施設の安定面、安全面から行政の直接運営が必要なもの	
	○ 施設の機能や事業を通じ、高度な政策的施策展開を行っているもの	

指定管理者の選定に係る情報公開について

1 申請者への周知

- (1) 申請書（事業計画書、添付書類を含む。）は、情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき、開示する必要があることを募集要項に明記すること。
- (2) 選定過程や採点結果についても、申請者名を表示して公表することを募集要項に明記すること。

2 公表資料

- (1) 県民及び議会に公表する資料は、指定管理者候補者の選定過程を分かりやすく公表(説明)するために作成するもので、説明事項は、次のものを基本とする。
 - イ 施設概要（施設名、所在地）
 - ロ 募集期間
 - ハ 応募団体（団体数及び団体の名称）
 - ニ 審査日程
 - ホ 審査方法（選定基準等の概略）
 - ヘ 選定委員の氏名等（氏名、所属・職）
 - ト 採点一覧表
 - (イ) 委員名は、委員A、委員B、委員C等と表示する。
 - (ロ) 申請団体の採点結果は、委員ごとに、審査項目別の点数を表示する。
 - チ 指定管理者候補者の提案価格（収入総額、支出総額及び県の指定管理料）
 - リ 指定管理者候補者の団体名、所在地、代表者
 - ヌ 選定理由（選定された団体が他と比較しどこが優れていたかの内容等）
 - ル 指定期間
- (2) 施設所管課（室）は、「公表資料」を指定管理者の指定の議決後、速やかにホームページに掲載し、指定期間を通じ公開すること。

3 開示に当たっての注意点

次のような情報については、開示に当たり、情報公開条例第8条に規定する不開示情報に該当するかどうかを、県政情報・文書課と十分に協議すること。

- (1) 申請書に記載されている個人情報（職歴、住所、電話番号等）
- (2) 申請書に添付された団体への銀行等からの評価書、診断書など団体等の名誉、社会的評価等に関わる情報
- (3) 融資証明、業務提携に関する書類など団体等の経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報
- (4) 団体等の技術、営業、販売上のノウハウに関する情報
- (5) 選定委員会等の記録等で、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に影響する情報

平成21年2月27日制定

平成27年5月20日改正

指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針

I 目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき、公の施設に指定管理者制度を導入するに当たっては、指定管理者によって施設が適正に管理され、かつ公正で開かれた運営が行われ、さらには利用者サービスの向上が図られなければならない。

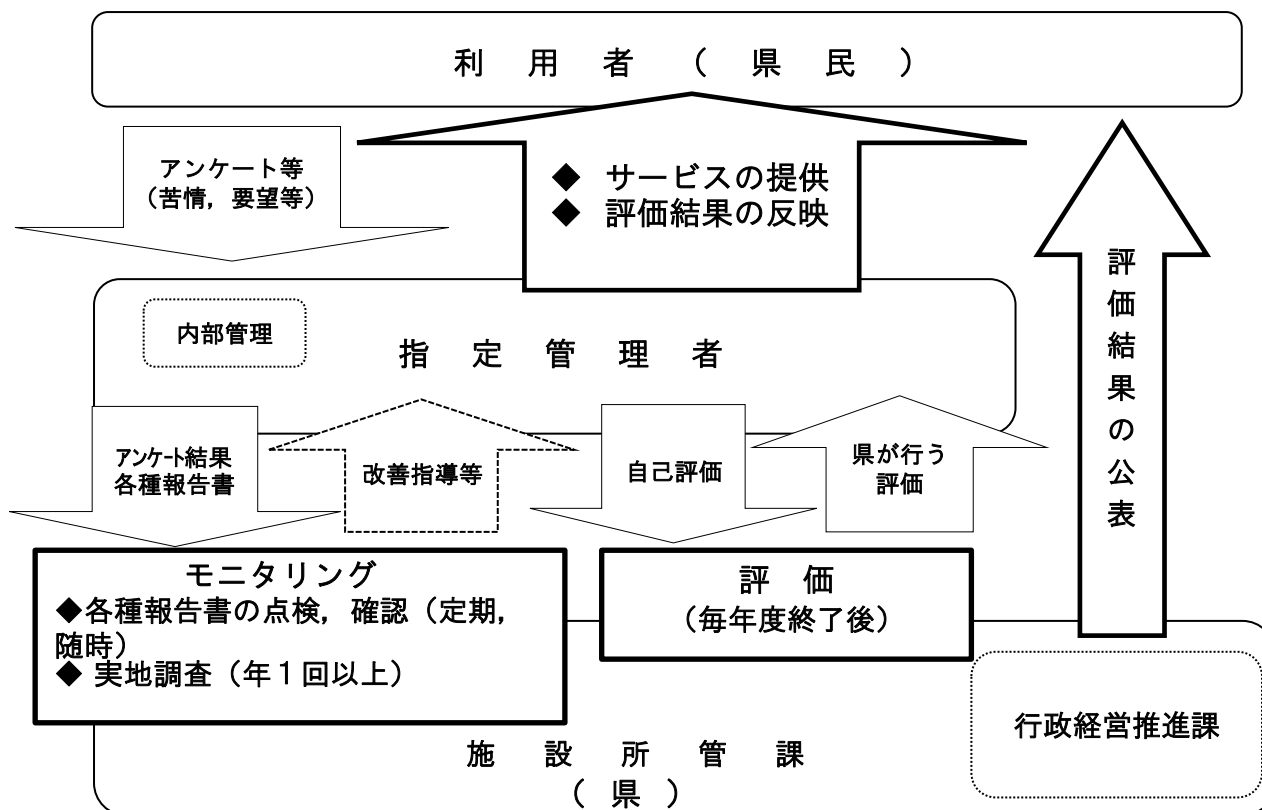
このため、県は、指定管理者が行う管理運営業務の点検及び確認（以下「モニタリング」という。）を適切に実施し、その評価を行うとともに、評価結果を公表することにより、上記の趣旨を達成し、県民の理解と信頼の確保を図るものとする。

II 本指針の性格

本指針は、指定管理者制度運用指針（平成20年7月9日策定）7に基づき、モニタリング及び評価に関する標準的な実施方法を定めるものである。指定管理者制度を導入している公の施設を所管する課室（以下「施設所管課」という。）においては、本指針を基本としつつ、施設の性格及び実情等を踏まえ、必要な修正を行った上で、モニタリング及び評価を適切に実施するものとする。

III 実施体系

■ モニタリング・評価の流れ



IV モニタリング

1 モニタリングの実施

施設所管課は、指定管理者が行う公の施設の管理運営業務が年度事業計画書、協定書及び仕様書（以下「年度事業計画書等」という。）に基づいて、適正に実施されているかどうかを確認するため、定期又は随時にモニタリングを実施する。

2 モニタリングの内容

(1) 各種報告書の点検・確認

施設所管課は、協定書の規定により、指定管理者から月次報告書、四半期報告書、年度事業報告書その他各種報告書の提出を受けたときは、その内容を点検及び確認するものとする。

(2) 実地調査

施設所管課は、公の施設の管理の適正を期するため、原則として年1回以上実地調査を行い、指定管理者が行う施設の管理運営業務の実施状況を点検及び確認するものとする。

(3) 改善指導等

施設所管課は、上記(1)又は(2)のモニタリングを通じ、指定管理者が行う管理運営業務の内容に改善すべき事項が認められる場合は、指定管理者に対し、改善に向けた指導又は助言を行うものとする。また、指定管理者に協定違反が認められる場合等、必要に応じ、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

V 指定管理者の内部管理

1 日報の作成

指定管理者は、公の施設の利用状況、管理運営業務の実施状況等に関して日報として記録し、整理するものとする。

2 利用者アンケート等

指定管理者は、利用者からの苦情、要望等を、随時受け付ける体制を確保するとともに、利用者アンケートを実施するものとし、それらの結果等を、定期又は随時に施設所管課に報告するものとする。

3 利用者サービスの向上

指定管理者は、日報の作成、利用者アンケート等を通じ管理運営業務の課題、利用者のニーズ等を的確に把握し、主体的に業務改善に取り組むとともに、利用者サービスの向上に努めるものとする。

4 施設所管課の関与

施設所管課は、必要に応じ、指定管理者が行う管理運営業務の実施状況についての説明又は関係書類の提出を求め、業務の改善に向けた指導又は助言を行うものとする。

■ モニタリング等の取組（参考）

項 目		役 割 分 担	
		指定管理者	施設所管課
指定管理者 の内部管理	日報の作成	・ 利用状況、管理運営業務の実施状況を記録、整理	・ (必要に応じ)内容聴取
	利用者アンケート等	・ 利用者の苦情、要望、アンケート等の収集、分析、報告(定期又は随時)	・ アンケート結果等の点検、確認
モニタリング	各種 報告書	月 次	・ 月次報告書の作成、報告
		四 半 期	・ 四半期報告書の作成、報告
		年 間	・ 年度事業報告書の作成、報告
		緊 急 時 (災害,事故等)	・ 緊急時の対応、報告
	実地調査 (年1回以上)	・ 実地調査への対応、協力	・ 実地調査(点検、確認)
		【実地調査の項目】 ・ 帳簿書類の整備状況 ・ 経理状況 ・ 管理運営体制(人員配置等) ・ 管理運営業務の実施状況 ・ 安全管理体制 ・ 個人情報の管理体制 ・ 法令等の遵守状況 ・ 団体の財務状況 ・ その他施設所管課が必要と認めるもの	
改善指導等	改善指導	・ 指導、助言への対応	・ 改善に向けた指導、助言
	改善勧告	・ 改善勧告への対応(改善策の提出、実施)	・ 改善勧告

1 評価の実施

公の施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、毎年度終了後、指定管理者が行った管理運営業務の評価を実施する。

2 評価の手法等

(1) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎年度終了後、自己評価を行うものとし、指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（様式第1号。以下「評価票」という。）中、「4施設利用実績」、「5管理運営収支実績」、「6評価対象年度の管理運営評価」及び「7施設管理運営の課題等」の該当欄を記入し、毎年5月末日までに年度事業報告書とともに、評価票を施設所管課に提出しなければならない。

なお、評価は、次の基準を目安に、前事業年度における管理運営業務の実績を踏まえ、自らの事業実績が施設の効率的かつ効果的な管理運営につながったかどうかを勘案して各項目ごとに行うとともに、各項目ごとの評価結果に基づき総合評価を行うものとする。

【指定管理者が行う自己評価の基準（目安）】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

(2) 県が行う評価

イ 評価の方法

施設所管課は、評価票の提出を受けたときは、評価票の内容を点検及び確認するとともに、指定管理者が行った管理運営業務の実施結果を評価するものとし、評価票の該当欄に必要事項を記入する。

なお、評価は、次の基準を目安に、前年度に実施したモニタリングの結果等を踏まえ、指定管理者の事業実績が施設の効率的かつ効果的な管理運営につながったか、また、指定管理者の自己評価が妥当なものかを勘案して各項目ごとに評価を行うとともに、各項目ごとの評価結果に基づき総合評価を行うものとする。

【県が行う評価の基準（目安）】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われたもの。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたもの。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要であるもの。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要であるもの。

ロ 評価結果の報告等

施設所管課は、評価結果等を取りまとめ評価票を作成したときは、所管部局長に報告するとともに、毎年6月末日までに行政経営推進課に提出するものとする。

3 評価結果の通知、公表

評価結果は、施設所管課から指定管理者に通知するとともに、行政経営推進課ホームページにおいて毎年7月末日までに公表するものとする。

4 評価結果の反映

施設所管課及び指定管理者は、当該評価結果を踏まえ、施設管理における課題等を整理するとともに、業務改善に向けた必要な措置を講じ、公の施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るものとする。

(附則)

この指針は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度以降の指定管理業務から適用する。

(附則)

この指針は、平成27年5月20日から施行する。

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:平成○年度)

施設の名称	
指定管理者の名称	
施設所管部課(室)	

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
平成 年 月 ~ 平成 年 月			
平成 年 月 ~ 平成 年 月			
平成 年 月 ~ 平成 年 月			

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	
	所在地	
指 定 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年)	
募 集 方 法	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称		
所在地		
設置年月	年 月	
根拠条例等		
設置目的		
施設の内容	敷地面積	m ²
	構造	
内 容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> ・管理する諸室, 設備等を記入してください。 </div>	
開館(所)日		
開館(所)時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指定管理者が行う業務の範囲		
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

・項目中、「延べ利用者数」、「単位(人)」は、施設ごとに適宜設定してください。

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成○年度) (A)	前 年 度 (平成○年度) (B)	評価対象年度 (平成○年度) (C)		
開館(所)日数	日	日	日	#DIV/0!	#DIV/0!
延べ利用者数	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成○年度) (A)	前 年 度 (平成○年度) (B)	評価対象年度 (平成○年度) (C)		
<ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)「延べ利用者数」の内訳を記入してください。 ・内訳は、事業別又は施設別とするなど、適宜設定してください。 	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	0 人	0 人	0 人	#DIV/0!	#DIV/0!

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成○年度) (A)	前 年 度 (平成○年度) (B)	評価対象年度 (平成○年度) (C)		
県指定管理料				#DIV/0!	#DIV/0!
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!

(2) 支出

人件費				#DIV/0!	#DIV/0!
施設管理費				#DIV/0!	#DIV/0!
事業運営費				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
支出計 (b)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
前期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

・枠内の記入要領を参考に、施設の特性に応じ、必要事項を記入してください。

6. 評価対象年度(平成○年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
	正規	人	非正規	人	評価	評価
①管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の適正な配置、職員の資質や能力の向上を図るために実施した研修等の取組実績を記入してください。 ・人員体制には、評価対象年度末現在で指定管理業務に従事している人数を記入してください。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年度事業計画書等に基づき、評価対象年度の管理運営業務が計画又は目標どおり実施されたか、また、その結果、施設の効率的かつ効果的な管理運営につながったかどうかなど、左記の事業実績を踏まえ、指定管理者自身が事業実施年度の管理運営業務の内容を自己評価し、各項目ごとに評価した内容を記入してください。 		<ul style="list-style-type: none"> ・年度事業計画書等に基づき、評価対象年度の管理運営業務が計画又は目標どおり実施されたか、左記の事業実績及び指定管理者自己評価並びに事業実施年度中における県のモニタリング結果を踏まえ、指定管理者を指導監督する県の視点から評価し、施設の効率的かつ効果的な管理運営につながったか、また、指定管理者が行った自己評価が妥当なものかを勘案し、各項目ごとに評価した内容を記入してください。 	
人員体制	正規	人	非正規	人		
②施設・設備の維持管理業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備等の各種保守点検業務、維持管理業務の事業実績を記入してください。 		<ul style="list-style-type: none"> ・なお、評価欄には、下記「指定管理者が行う自己評価の基準（目安）」を参考に評価し、各項目ごとに、S～Cのいずれかを記入してください。また、各項目ごとの評価結果を踏まえ、総合評価欄についても同様に記入してください。 		<ul style="list-style-type: none"> ・なお、評価欄には、下記「県が行う評価の基準（目安）」を参考に評価し、各項目ごとに、S～Cのいずれかを記入してください。また、各項目ごとの評価結果を踏まえ、総合評価欄についても同様に記入してください。 	
③運営業務(ソフト事業等)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・運営業務(ソフト事業等)の事業実績を記入してください。 					
④自主事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業の実績を記入してください。※該当がある場合に限る。 					
⑤利用者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのサービス向上に資する取組実績を記入してください。 (例) 開館日、開館時間の拡大 利用促進・PRの取組 ホームページの開設 情報紙の発行等 					
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の苦情、要望等の受付体制、利用者アンケートの実施状況及び当該年度中に出された苦情、要望等の内容とその対応結果(代表的なもの)を記入してください。 					
⑦安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全を確保するために講じた対策、法令に基づく防災訓練の実績、事故又は災害発生時の対応結果(代表的なもの)を記入してください。 					
⑧県民の平等利用	<ul style="list-style-type: none"> ・県民(利用者)の平等利用のために、どのような点に配慮したか、利用受付に当たっての留意事項等、その実績を記入してください。 					

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	<p>・個人情報保護規程の制定状況、個人情報管理者の設置状況、従事者等に対する教育研修の実績など、個人情報保護に関する取組実績を記入してください。</p>				
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。				
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり。				
⑫その他の取組	<p>・上記以外の項目について、その取組実績を、必要に応じ、記入してください。 (例) 使用料の徴収実績 地域住民・関係機関との連携 環境配慮の取組等の実績等</p>				
総合評価					

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<p>・上記指定管理者自己評価等によって抽出された管理運営の課題、課題解決に向けた今後の取組方針を記入してください。</p>	<p>・本評価を通じて抽出された管理運営の課題等に対する県の考え方を、左記を参考に記入してください。</p>